

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年9月29日
【事業年度】	第2期（自 2022年7月1日 至 2023年6月30日）
【会社名】	株式会社リファインバースグループ
【英訳名】	REFINVERSE Group, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 越智 晶
【本店の所在の場所】	東京都千代田区有楽町二丁目2番1号 (2022年10月1日から本店移転に伴い、東京都中央区日本橋人形町三丁目10番1号が上記のように移転しております。)
【電話番号】	03-6281-4879
【事務連絡者氏名】	経理財務部長 蓮池 智嗣
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区有楽町二丁目2番1号
【電話番号】	03-6281-4879
【事務連絡者氏名】	経理財務部長 蓮池 智嗣
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第1期	第2期
決算年月	2022年6月	2023年6月
売上高 (千円)	3,732,902	4,472,006
経常利益 (千円)	212,892	176,947
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (千円)	182,848	504,840
包括利益 (千円)	182,848	504,840
純資産額 (千円)	570,058	99,702
総資産額 (千円)	3,252,562	3,783,063
1株当たり純資産額 (円)	164.70	16.54
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (円)	55.30	151.81
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	54.37	-
自己資本比率 (%)	16.8	1.5
自己資本利益率 (%)	33.5	-
株価収益率 (倍)	22.78	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	476,461	530,961
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	92,772	317,699
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	40,336	266,263
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	912,518	859,517
従業員数 (人)	165	192
(外、平均臨時雇用者数)	(25)	(27)

(注) 1. 第1期の連結財務諸表は、単独株式移転の方法により完全子会社となったリファインパース株式会社の連結財務諸表を引き継いで作成しております。

2. 当期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。

3. 当期の自己資本利益率及び株価収益率については、当社株式は上場株式ではあるものの当期純損失であるため、記載しておりません。

4. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用人員の年間平均人員を()内にて外数で記載しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第1期	第2期
決算年月	2022年6月	2023年6月
営業収入 (千円)	311,807	479,894
経常利益又は経常損失() (千円)	98,030	7,915
当期純損失() (千円)	97,545	571,523
資本金 (千円)	152,875	160,196
発行済株式総数 (株)	3,312,821	3,338,221
純資産額 (千円)	107,264	429,773
総資産額 (千円)	1,121,463	565,176
1株当たり純資産額 (円)	25.01	142.07
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純損失() (円)	29.50	171.86
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-
自己資本比率 (%)	7.4	83.9
自己資本利益率 (%)	-	-
株価収益率 (倍)	-	-
配当性向 (%)	-	-
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	23 (-)	24 (0)
株主総利回り (比較指標：東証マザーズ市場指数) (%)	44.3 (60.7)	64.7 (74.8)
最高株価 (円)	2,259	2,454
最低株価 (円)	946	1,346

- (注) 1. 当期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。
2. 当期の自己資本利益率及び株価収益率については、当社株式は上場株式ではあるものの当期純損失であるため、記載しておりません。
3. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用人員の年間平均人員を()内にて外数で記載しております。
4. 2021年7月2日に東京証券取引所マザーズ市場(現グロース市場)に上場したため、第1期以降の株主総利回りは2021年7月2日の株価を基準として算定しております。
5. 最高株価及び最低株価は、2022年4月3日以前は東京証券取引所マザーズ市場におけるものであり、2022年4月4日以降は東京証券取引所グロース市場におけるものであります。

2【沿革】

当社グループとしての祖業は現子会社である株式会社ジーエムエスの1983年7月の設立であり、現在の樹脂再生技術は2001年12月に確立し、2003年12月から産業廃棄物由来の再生樹脂の製造販売を本格的に事業化しております。そのため以下では、グループの祖業から現在に至るまでの企業集団としての沿革を記載しております。

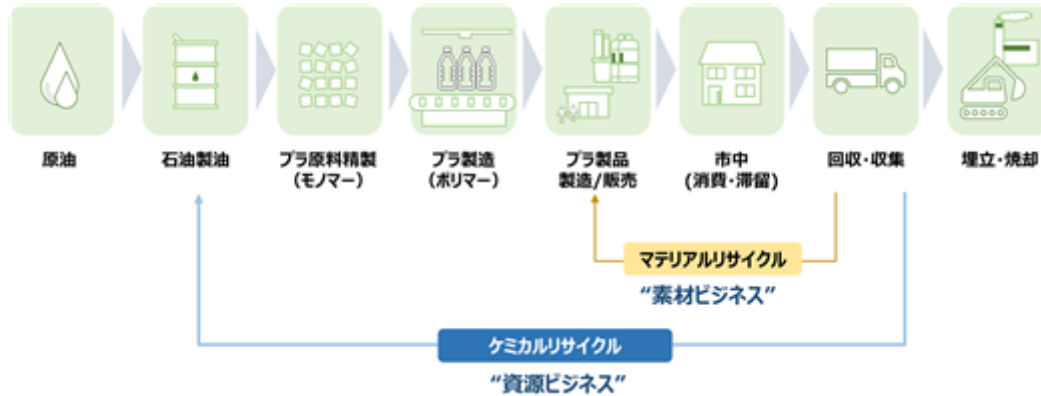
年月	事項
1983年7月	有限会社御美商（現連結子会社 株式会社ジーエムエス）を東京都葛飾区に設立
1993年7月	有限会社御美商が株式会社御美商に改組
2000年3月	株式会社御美商が東京都葛飾区に中間処理施設（リファイン3）を設置
2001年11月	廃棄カーペットタイルをリサイクルするための実証プラント（リファイン2）を東京都葛飾区に設置
2001年12月	現在の樹脂再生技術を確立
2002年3月	株式会社御美商が東京都葛飾区に中間処理施設（リファイン1）を設置
2002年5月	創業期のベンチャー企業経営支援を行っている株式会社大前・ビジネス・ディベロップメントに対して第三者割当増資を実施。カーペットタイルリサイクルの実証プラントを設置し実証試験を開始
2003年12月	再生樹脂の製造販売事業を本格化させることを目的として、株式会社御美商、内装解体業を行う株式会社ベスト及び産業廃棄物処理装置の製造販売を行うライザエンジニアリング株式会社の3社が株式移転により共同で事業持株会社リファインパース株式会社を設立
2004年6月	リサイクル事業の拡充及びグループ本社機能の強化を目的として、東京都中央区に本社事務所を移転
2005年7月	株式会社御美商と株式会社ベストは産業廃棄物処理事業の強化を目的に、株式会社御美商を存続会社として吸収合併
2005年8月	千葉工場が千葉県エコタウンプランの施設として環境省より承認を受ける。
2005年12月	株式会社御美商が東京都大田区に中間処理施設（TACS3）を設置
2006年1月	ライザエンジニアリング株式会社の全株式を外部に譲渡し非子会社化
2006年6月	千葉県より産業廃棄物処分業許可を取得（許可番号：01220128419号 切削による中間処理）
2006年7月	千葉県八千代市において、再生樹脂製造工場の本格稼働開始
2006年9月	リファインパース株式会社による再生樹脂製造を補完し、カーペットタイルの再資源化を強化する目的としてインパースプロダクツ株式会社（現株式会社ジーエムエス）を設立し、リファインパース株式会社千葉工場内での事業開始
2009年2月	使用済みカーペットタイルの再資源化システムを確立するために森ビル株式会社と協業開始
2011年6月	住江織物株式会社及び株式会社スミノエが、当社及び住友商事株式会社の4社で共同開発したリサイクルカーペットタイル「ECOS（エコス）シリーズ」の製造を開始
2013年2月	株式会社御美商が株式会社ジーエムエスに社名変更
2016年1月	再生樹脂製品の生産拠点拡張を目的とした用地取得（千葉県富津市）に向け、千葉県企業庁に事業計画書を提出
2016年3月	千葉県八千代市において新開発の高分離精製プロセスの実証プラントを設置
2016年4月	日東化工株式会社のリサイクルナイロン製品の事業の事業譲渡に合意。営業権及び技術供与を受け、ナイロン樹脂のリサイクル事業に参入
2016年7月	リファインパース株式会社として東京証券取引所マザーズ市場に上場
2017年5月	完全子会社としてリファインマテリアル株式会社設立（代表：松村順也）
2017年6月	株式会社ジーエムエスとインパースプロダクツ株式会社が株式会社ジーエムエスを存続会社として吸収合併
2017年7月	千葉県富津市に、リファインパース株式会社の生産拠点としてリファインパース イノベーションセンター（RIVIC）を開設
2019年4月	愛知県一宮市において、再生ナイロン樹脂製造工場の本格稼働開始
2021年6月	持株会社体制への移行に伴い、完全親会社の株式会社リファインパースグループの設立及び同社東京証券取引所市場マザーズ（現グロース市場）へのテクニカル上場（2021年7月1日）により、リファインパース株式会社は上場廃止。
2021年7月	株式会社リファインパースグループとして株式移転によりテクニカル上場
2021年9月	リファインパース株式会社保有の株式会社ジーエムエス株式を当社に譲渡
2022年4月	東京証券取引所の市場区分見直しにより、東京証券取引所のマザーズ市場からグロース市場に移行
2022年7月	株式会社コネクションの全株式を取得し子会社化

3【事業の内容】

1．当社グループの事業目的と事業概要

当社は、従来の廃棄物処理モデルの変革を進め、新しい産業を創出することで社会の持続的発展に寄与することを目的に設立いたしました。当社グループは、素材再生企業として独自技術によるユニークなビジネスモデルでマテリアルリサイクルを実現して参りましたが、資源循環において新たな付加価値を創造するS X(サステナビリティ・トランスフォーメーション)に挑戦し、グループ企業の総力を結集して社会の持続的発展に寄与して参ります。

・当社グループの事業目的のイメージ図



当社は、主に廃棄物の再資源化を行う子会社の株式を保有することにより、当該会社の事業活動を管理し、その経営の支援や指導を行うことを事業としております。

当社グループは、連結子会社4社（リファインパース株式会社、株式会社ジーエムエス、株式会社コネクション、リファインマテリアル株式会社）で構成されており、事業区分は素材ビジネス並びに資源ビジネスとなっております。主な事業内容と当該事業に係る位置づけは次のとおりであります。

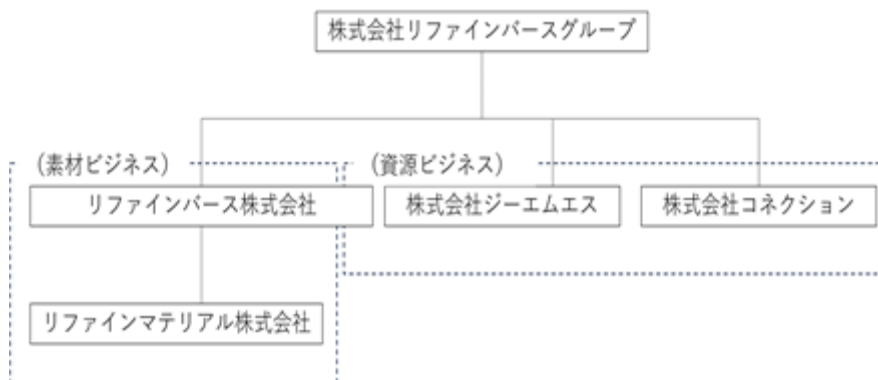
[素材ビジネス]

素材ビジネスは、リファインパース株式会社及びリファインマテリアル株式会社が行っており、同事業においては、リファインパース株式会社設立当初から使用済みカーペットタイルの再資源化に着目し、廃棄されたカーペットタイルに対して同社独自技術により再生処理を行い再度カーペットタイルの製造に利用できる合成樹脂製品として販売しております。また直近では、カーペットタイルの再資源化により排出されるナイロンを利用して、製鉄所で使用する製鋼副資材を生産、販売する事業や、使用済みの漁網やエアバッグの工場端材を再資源化して、再生ナイロン樹脂製品として販売する事業、廃棄物処理問題の課題解決に向けたノウハウのライセンス供与、技術指導、コンサルティングを行うソリューション事業など、再資源化事業における領域の拡大を図っております。

[資源ビジネス]

資源ビジネスは、リファインパース株式会社、株式会社ジーエムエス及び株式会社コネクションが行っており、主として、首都圏で排出される建築系廃棄物の収集運搬・中間処理を行っております。また、ケミカルリサイクルの事業化や廃プラ資源化新商流の創出により、資源循環の取組みを加速しております。

・概要図



2. 各事業の特長

(1) 資源ビジネス

資源ビジネスは、主として使用済みカーペットタイルを当社グループ独自技術により再生処理を行い合成樹脂製品として販売しておりますが、現在ではカーペットタイルの再生処理のみならず、その他の廃材についても再生処理、販売を開始しております。

以下にリファインパース株式会社及びリファインマテリアル株式会社それぞれが製造する、再生樹脂の製造工程及びその特長について記載します。

(カーペットタイル再生処理の特長)

当事業は、製造業としての側面に加えて産業廃棄物の中間処理事業としての側面も有しております。そのため当事業にかかる売上は、使用済みカーペットタイルの受け入れ時に処理受託料として計上されるもの及び再生樹脂のカーペットタイルメーカー等への販売時に計上されるものがあります。

使用済みカーペットタイルの受け入れに関しては、産業廃棄物処理業者への営業活動を行っております。現時点では最終処分場への処理委託より安価で当社グループが中間処理を受託できている状態にあるため、十分競争力のある状態であると考えております。

再生樹脂の販売についても、オフィスビル運営者等のエコへの取り組みに対する機運の高まり等を背景に、大手カーペットタイルメーカー各社の再生樹脂利用ニーズは高まっております。一部商社経由での販売もあるものの、住江織物株式会社、株式会社サンゲツ、株式会社川島織物セルコン等主要なカーペットタイルメーカーの製品原料としての販売を実現しております。

また、同社の再生樹脂は品質の安定したコスト競争力のある汎用樹脂として建築資材や自動車部品などカーペットタイル以外の用途でも積極的に採用されております。

原料調達及び製品販売ともに継続的な取引関係に基づく販売がなされているため、少人数の人員による効率的な販売体制を構築できているものと認識しております。

(製鋼副資材の特長)

リファインマテリアル株式会社での製造工程の最終段階では粉碎した繊維層を比重分離し、樹脂部分と繊維部分に分けております。現在この繊維部分については、生石灰等の無機物と一定割合で調合したものを製鉄製鋼副資材として販売しております。

(再生ナイロン樹脂の特長)

ナイロンリサイクル事業の一環として、リファインパース株式会社一宮工場では使用済みの漁網やエアバッグの工場端材を仕入、加工してリサイクルナイロン製品として販売しております。

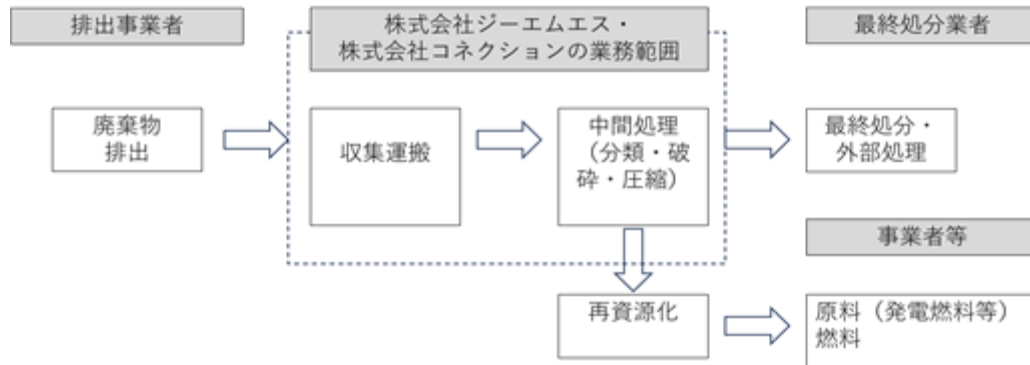
(製造会社別の製造工程の特長)

製品名	製造会社	製造工程	製造工程の特長
リファイン パウダー	リファインパース株式会社	回収した使用済みカーペットタイルの樹脂部分と繊維部分を当社独自の切削技術により分離すると共に樹脂部分を粉体化	当社グループ独自の技術により、繊維部分が縫い込まれた使用済みカーペットタイルのうち、樹脂純度の高い裏面樹脂層のみを剥離粉体化
	リファインマテリアル株式会社	リファインパース株式会社で再生樹脂製造時に剥離された使用済みカーペットタイルの表面（繊維層）を粉碎後、比重分離することで樹脂部分を取り出すことを中心に実施	リファインパース株式会社の再生樹脂並の純度での樹脂採取はできないものの、処分しなければならぬ廃棄物を削減可能
製鋼副資材	リファインマテリアル株式会社	使用済みカーペットタイルの表面（繊維層）を粉碎後生成される繊維くずと、生石灰等の無機物と一定割合で調合しペレット化	従来廃棄処分又はサーマルリサイクルしていた繊維部分を再資源化することで廃棄物の削減実施
REAMIDE® (リアミド)	リファインパース株式会社	使用済み漁網とエアバッグの工場端材を裁断し、熱圧縮によりペレット化	ナイロン製の製品を裁断して熱加工し、ペレット化することにより再生原料としての適合範囲が広がり、付加価値を高められる。

(2) 資源ビジネス

主に首都圏において排出される産業廃棄物を対象とし、廃棄物を収集及び中間処理工場へ運搬する「収集運搬」業務、自社中間処理工場へ搬入された廃棄物を品目別に適切に選別し、異物除去、破碎、圧縮等の処理を行う「中間処理」業務を行っております。

・産業廃棄物の処理フローと株式会社ジーエムエス及び株式会社コネクションの業務範囲

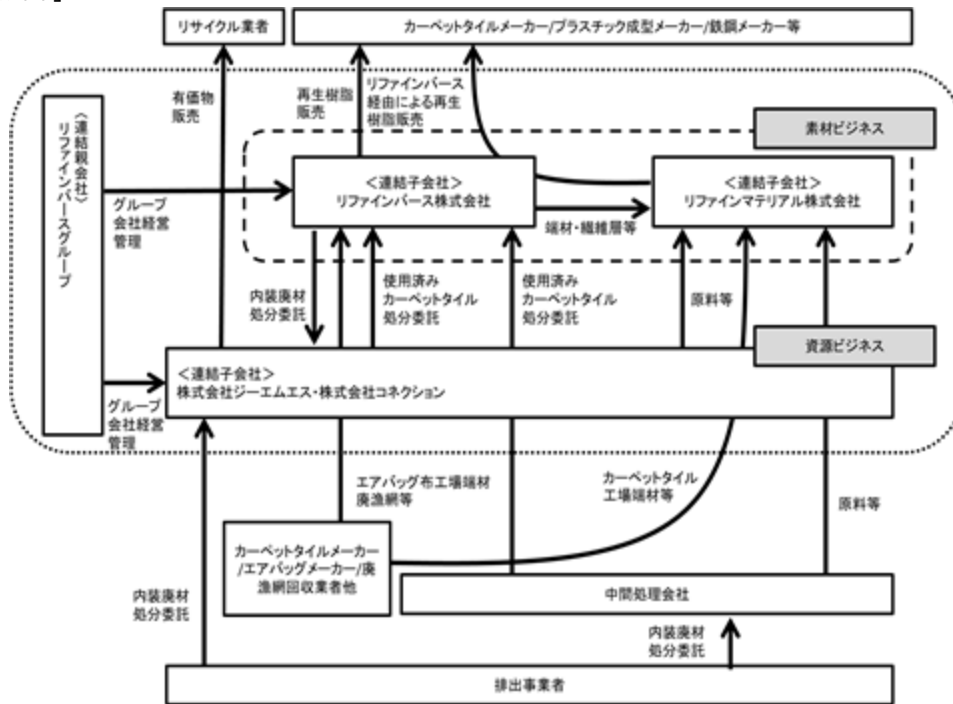


産業廃棄物処理事業における主要な施設及び当該施設での業務内容は以下のとおりであります。

施設名称	施設所在地	施設の特長	業務内容
リファイン1	東京都葛飾区	東京都内で城東地域に位置することから、都心及び副都心地域はもとより、近接する埼玉県、千葉県からの搬入・搬出において交通の利便性を有しています。	中間処理（破碎、圧縮梱包）
TACS3	東京都大田区	東京都内で城南地域に位置しており、都心及び副都心地域をはじめ、近接する神奈川県からの搬入において交通の利便性を有しています。また、三箇所の当グループ中間処理施設との位置関係より、東京都心部全域での産業廃棄物の受入が可能となっております。また、TACS3は工業専用地域に設置されており、24時間操業が可能となっております、処理量の面での優位性を有しております。	中間処理（破碎、圧縮梱包）
ディスポ鹿浜	東京都足立区	東京都内で城北地域に位置することから、都心及び副都心地域はもとより、近接する埼玉県からの搬入・搬出において交通の利便性を有しています。	中間処理（破碎、圧縮梱包）

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。

[事業系統図]



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の 内容	議決権の所 有割合又は 被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) リファインパース株式 会社 (注)2.3	東京都千代田区	100,000	素材ビジネス 資源ビジネス	100	役員の兼任4名 当社から従業員の出向 当社へ経営指導に基づく経 営指導料の支払 当社に対する経費等の立替 当社による経費等の立替
株式会社ジーエムエス (注)2.4	東京都千代田区	71,000	資源ビジネス	100	役員の兼任1名 当社へ経営指導に基づく経 営指導料の支払 当社に対する資金貸付 当社に対する経費等の立替 当社による経費等の立替
株式会社コネクション (注)5.6	東京都足立区	5,000	資源ビジネス	100	役員の兼任1名 当社へ経営指導に基づく経 営指導料の支払 当社に対する経費等の立替 当社による経費等の立替
リファインマテリアル株 式会社	千葉県富津市	50,000	素材ビジネス	100	役員の兼任1名 当社から従業員の出向 当社による経費等の立替

(注)1.「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。

2.リファインパース株式会社、株式会社ジーエムエスは、特定子会社に該当しております。

3.リファインパース株式会社は、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除きます。)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等

売上高	1,623,760千円
経常利益	52,745千円
当期純利益	160,169千円
純資産額	201,268千円
総資産額	1,931,012千円

4.株式会社ジーエムエスは、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除きます。)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等

売上高	2,208,644千円
経常利益	203,403千円
当期純利益	139,419千円
純資産額	817,537千円
総資産額	1,823,095千円

5.株式会社コネクションは、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除きます。)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等

売上高	716,227千円
経常利益	52,254千円
当期純利益	55,215千円
純資産額	3,648千円
総資産額	1,063,432千円

6.債務超過会社であり債務超過の額は、2023年6月末時点で3,648千円となっております。

7.有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2023年6月30日現在

セグメントの名称	従業員数(人)	
素材ビジネス	57	(26)
資源ビジネス	117	(1)
全社(共通)	18	(0)
合計	192	(27)

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、使用人兼務役員は含まれております。また、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。
3. 従業員数が当事業年度末までの1年間において、27人増加しておりますが、その主な理由は、2022年7月1日付で株式会社コネクションが連結子会社になったことによるものであります。

(2) 提出会社の状況

2023年6月30日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
24 (0)	37.4	4.0	6,672

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、使用人兼務役員は含まれております。また、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 平均勤続年数については、従前のリファインパース株式会社からの勤続年数を引き継いで計算しております。
4. 当社は純粋持株会社であります。上記従業員の一部は特定のセグメントに属する業務を兼務しております。なお「(1) 連結会社の状況」においては、当社従業員6名について素材ビジネスに含めて記載しております。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異
提出会社

当事業年度		労働者の男女の賃金の差異(%) (注)1			補足説明
管理職に占める女性労働者の割合(%) (注)1	男性労働者の育児休業取得率(%) (注)2	全労働者	うち正規雇用労働者	うちパート・有期労働者	
28.6	0.0	66.4	66.4	-	-

- (注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。
2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の4第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

連結子会社

当事業年度						
名称	管理職に占める女性労働者の割合 (%) (注) 1	男性労働者の育児休業取得率 (%) (注) 2	労働者の男女の賃金の差異(%) (注) 1			補足説明
			全労働者	うち正規雇用労働者	うちパート・有期労働者	
リファインパース株式会社	0.0	100.0	81.9	82.7	- (注) 3	-
株式会社ジーエムエス	0.0	0.0	65.3	63.8	- (注) 3	-
株式会社コネクション	0.0	0.0	38.7 (注) 4	38.7 (注) 4	-	-
リファインマテリアル株式会社	0.0	-	-	-	-	(注) 5

(注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。

- 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の4第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。
- リファインパース株式会社において、男性のパート・有期労働者が、株式会社ジーエムエスにおいては、女性のパート・有期労働者がいないため、データなしとしております。
- 株式会社コネクションにおいて育児休業取得者(育児休業期間中は無給)が多かったため、労働者の男女の賃金差異が生じております。
- リファインマテリアル株式会社において、配偶者が出産した男性労働者はいないため、男性労働者の育児休業取得率はデータなしとしております。また女性従業員がいないため、労働者の男女の賃金の差異につきましてもデータなしとしております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

1．経営方針

当社は、「素材再生企業として新しい産業を創出し、社会の持続的発展に寄与することを目指す」という企業理念のもと、これまで廃棄されていた生産物を再生させる事（REFINE）で、従来とは逆の流れ（INVERSE）の事業を創造します。

2．経営環境

当社グループを取り巻く環境としては、少子化に伴う労働人口の減少による人手不足、国内外の経済動向や米国の政策動向、またその影響等の不確実性から、引き続き注視すべき状況が続くものと考えられます。また、当社グループの事業領域に関わる市場においても、不動産・建築市場への影響が懸念されるところとなっております。

このような環境の中、世界的なSDGsに向けた急速な動きから、日本の政府、企業もSDGsへの取組みを加速させております。廃プラ処理問題、海洋ゴミ問題への社会的な関心の高まりを背景に、企業においては廃棄物の削減や、リサイクルに向けた取組みを積極的に行うようになっており、産業廃棄物処理と廃棄物のリサイクルをビジネスとして実現してきた当社へのコンサルティングの相談、ノウハウ提供への引き合いは増加しております。当社グループは、社会の課題をRefineすることで価値を生み出す、すなわち廃棄物のリサイクルという枠にとらわれることなく社会的な課題の解決によって価値を生む、低価値・マイナス価値のものをRefineすることで新たな価値を創り出すことに取り組んでいきたいと考えております。環境問題などの社会的課題は“ビジネスの力”によって解決することで持続可能となるという信念のもと、新しい資源を生み出すことで結果として社会貢献することを目指してまいります。

3．優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

今後ますます競争激化が予想される中、廃棄物リサイクル先進企業として業界をリードしていくために、当社グループとしては以下の内容を優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題として認識しております。

(1) 素材ビジネスにかかる課題について

a．原材料となる産業廃棄物の安定的確保について

素材ビジネスにおいて、再生樹脂生産量は建設系産業廃棄物である使用済みカーペットタイル、自動車エアバッグの基布や使用済み漁網の調達量に依存しております。ゆえに再生樹脂を安定的に生産するためには、原材料となる産業廃棄物の安定的な調達ルートの確保が必要となります。具体的な施策として、既存取引先からの搬入数量の増加を図るための営業提案を行うとともに新規取引先開拓を図ってまいります。

b．販売数量の拡大について

グリーン購入法の特定調達品目やエコマークの基準改定の影響で世界的なSDGsに向けた急速な動きから、各カーペットタイルメーカーや素材メーカーからの当社グループ製品に対する引き合いが増えているものと認識しております。当社グループの再生素材であるリファインパウダー、REAMIDE®（リアミド）は、一般社団法人サステナブル経営推進機構（SuMPO）の「SuMPO環境ラベルプログラム」に基づく「エコリーフ」と「CFP」の二つのラベルを取得しており、石油由来製品に対して環境負荷の低い製品と認識しております。これらのことから、今後も当社グループ製品に対する引き合いが引き続き増加すると想定しており、増加した需要に対応できるよう、生産能力を強化し、販売数量の拡大を図ってまいります。

c．販売価格の向上について

環境対応製品の市場拡大に伴い、当社グループの製品に対する需要は拡大しており、当社グループの製品の販売価格向上を目指す環境が整ってきていると認識しております。当社グループでは、更なる当社製品の品質改善を行うことで当社グループの製品の価値を高めつつ、この環境を活かして、収益性の更なる向上を図ってまいります。

d. コスト競争力の強化について

今後競争の激化も予想される中、当社グループとしては以下のようなコスト削減策を講じてまいります。

回収した産業廃棄物のうち廃棄処分品を減少することによる歩留りの向上及び生産ライン稼働率の向上を図ります。

生産工程の効率化による人件費の圧縮等による原価低減を図ります。

資源ビジネスと協業して産業廃棄物の収集運搬から再生樹脂製造までの一貫実施を拡大することで、産業廃棄物の運搬・選別作業の削減とこれに伴う原価低減を図ります。

素材ビジネスで使用する生産設備及びプロセスの多くが当社独自の仕様であり、設備導入及び本番運用において、予期せぬトラブルや故障が起こる可能性があります。突発的な設備トラブルに係るリスクを最低限に抑えるため、日常的に生産設備の保守・メンテナンスに努めるとともに、設備補修技術の蓄積も行っております。

e. 新規事業領域への進出について

当社では廃棄物の再資源化のための基礎技術として機械的処理（切削・粉碎等）による分離技術をベースにカーペットタイルのリサイクル事業を拡大してきましたが、低コストな高純度分離技術による再生ナイロン樹脂の製造や混合圧縮成形技術による鉄鋼メーカー向け製鋼副資材の製造により建設業界、自動車業界、鉄鋼業界、アパレル業界へと事業領域を拡大しております。

また、これまで培った廃棄物の再資源化に関する基礎技術、生産技術、マーケティングノウハウなどを、コンサルティングや生産/処理設備の販売などを通じて、顧客に価値提供をしていくソリューション事業の取組みも拡大しております。また、当社グループの保有する独自の低コスト再資源化技術は国内外から注目されており、再資源化技術のライセンス供与による事業展開を進めています。これらの事業を通じたサーキュラーエコノミーの推進として、三菱ケミカル株式会社との協同による廃プラケミカルリサイクルの事業化に向けた取組みも加速しており、化学業界へも進出いたします。

今後も継続し新規事業領域への進出を図り、事業基盤の強化に努めてまいります。

(2) 資源ビジネスにかかる課題について

a. 人材確保について

株式会社ジーエムエス及び株式会社コネクションで行っている資源ビジネスについては、労働集約的な側面が強く今後の成長のためには十分な人材確保が必要となります。一方で当該事業については解体・仕分け業務の中で危険を伴う作業も多く存在し、人員の採用が困難な側面もございます。当社グループでは労働環境の改善並びに安全管理に努めることで働きやすい環境を提供し、十分な人材確保ができるように努力してまいります。

b. 処理能力の拡大について

資源ビジネスの収益は、受け入れた廃棄物の体積によって収入が変動します。そのため、当該事業を進捗させるためには、十分な処理能力を確保するための処理施設の設置が必要となります。当社グループでは、上述のとおり素材ビジネスの拡大のためにも将来的には産業廃棄物の回収拠点を全国に拡大し、処理能力の拡大に努めることを検討してまいります。

c. コネクション社とのシナジー創出

当社グループは、プラスチックケミカルリサイクル向け原料の調達・供給事業を今後の最重要な事業の一つとして、その事業化の準備を加速しております。当該事業化において廃プラスチックの回収及び資源化、品質基準の確立などの課題に対処するための拠点として、2022年7月1日付で株式会社コネクションの全株式を取得し連結子会社化いたしました。今後は、ケミカルリサイクル向けの資源化の推進に加え、当社グループにおける産業廃棄物処理のキャパシティの拡大、またこれまで培ってきた当社グループ独自の資源ビジネスのマネジメント手法を活用することで、生産性の改善や効率化を実現し、グループ全体のシナジーを創出することで当社グループの連結業績の向上を図ってまいります。

(3) 当社グループ事業共通の課題

a. 強固な財務基盤の構築について

当社グループ事業を安定的に運営し事業規模拡大を図る上では、財務基盤の強化は不可欠と認識しております。今後利益剰余金の積み増しを図ることで財務基盤を強化するとともに、借入条件並びに借入残高を適時適切に見直すことで金利コストの削減に努めたいと考えております。

b. コンプライアンス体制の強化について

当社グループの主要業務のひとつである資源ビジネスは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき許可を得て事業を行っております。ゆえに同法規定に則り事業を遂行することはもちろんのこと、その他事業活動における法令、企業倫理、社内規程の遵守を確保するため、当社グループの役員及び従業員にコンプライアンスの重要性について周知徹底を図ってまいります。

c. 組織体制・人材の強化等について

当社グループとして事業拡大に対応するため、新卒採用、中途採用共に採用活動の強化を進めております。また、新型コロナウイルス感染症の影響から、テレワーク（在宅勤務）の活用、Web会議や社内チャットツールの利用促進等を推進することで、働き方改革を実施しています。

今後も内部管理体制の更なる強化が重要課題になることを認識し、社員研修・教育制度の充実、人事制度の適切な運用に取り組むことで、将来、当社グループの核となる優秀な人材の確保・育成を図るとともに、事業をより効率的かつ安定的に運営していくため、適宜、組織体制の最適化を図ってまいります。

d. 内部統制の整備について

当社グループは小規模組織で人的資源に限りがあるため、全社業務の可視化作業と内部統制の整備を同時並行で実施していくことを計画しております。具体的には、業務の標準化により効率化及びコスト削減を図るとともに、当該標準化過程において確認された業務運営上のリスクに対して適宜予防策を検討してまいり所存です。今後は当該業務のマニュアル化推進によって業務プロセスに係る内部統制を確立し、財務報告の網羅性・適切性を確保してまいります。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループは、廃棄される資源から価値ある資源に再資源化し資源循環を推進することを企業コンセプトとしており、企業コンセプトの実現により自社のみならず社会全体の持続的成長を目指しています。

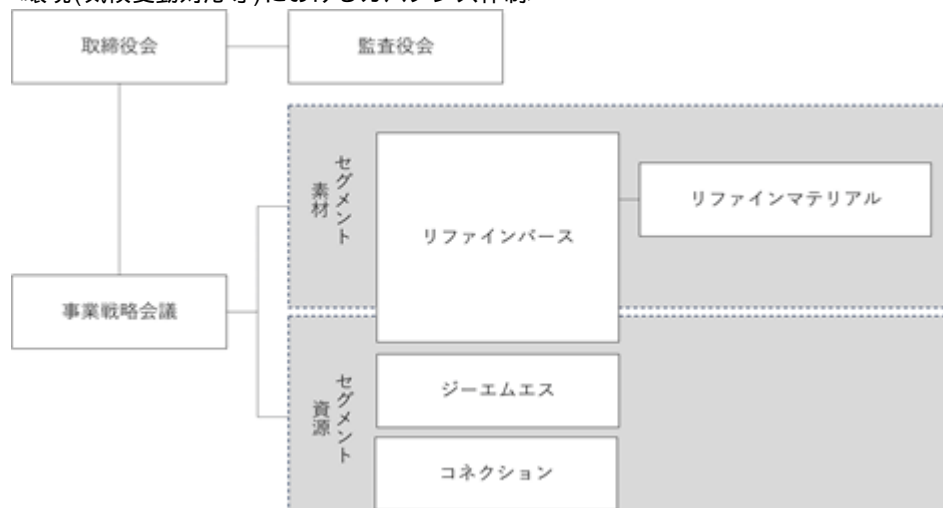
当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組は、以下の通りであります。

1. 環境（気候変動対応等）

(1) ガバナンス

当社グループの企業コンセプトが「廃棄される資源から価値ある資源に再資源化し資源循環を推進すること」であることから、当社グループ事業の推進が脱炭素社会の実現を推進する一助になっていると考えております。当社グループの環境(気候変動対応等)に関するガバナンス体制として、純粋持株会社である株式会社リファインパースグループに事業戦略会議を設置し、事業戦略と同期して脱炭素を推進する事業戦略の審議・決定を行い、事業子会社での戦略実行に対する管理・監督を実施しております。

<環境(気候変動対応等)におけるガバナンス体制>



(2) 戦略

脱炭素社会の実現に向けた取組が社会全体で加速しており、当社グループの環境戦略として4つの主要マテリアリティを定義し、素材セグメント、資源セグメントの両セグメントにおいて事業戦略と同期した環境戦略を推進しております。

主要マテリアリティ	当社の環境戦略
再生素材の利用拡大	当社グループは「REAMIDE®(リアミド)」「リファインパウダー」等の石油由来素材に対してCO2削減効果の高い再生素材を製造、販売しており、これらの再生素材の顧客のスコープ3カテゴリー1のCO2削減に貢献しております。これらの再生素材の利用拡大に向けて、用途開拓や品質向上を進めております。これらの再生素材の製造においては、再生可能エネルギーを使用することで当社グループ製造拠点の脱炭素化を進めております。
廃棄物の再資源化推進	当社グループは、グループ内で実施している資源ビジネスで収集した廃棄物から再資源化可能な廃棄物を選別しリサイクル企業に供給することで廃棄物の再資源化を推進しております。また、排出された廃棄物のリサイクル率を排出事業者に提供することで、リサイクル状況の可視化を進めております。今後は、拡大が想定されるケミカルリサイクルの原料である廃プラスチックのサプライチェーン構築を進めており、ケミカルリサイクルの拡大に貢献して参ります。
環境技術の普及・拡大	当社グループは、自社開発した独自の再資源技術を複数保有しています。これらの技術をグループ内利用に留めることなく、積極的に国内外の企業にライセンス提供することで、環境技術の普及・拡大を進めております。漁網、エアバッグ等の再資源化技術は、既に国内外の3社にライセンス提供を実施しており、それ以外の当社グループ保有技術も含め、国内外の企業への技術提供を進めております。
再資源化ノウハウの普及・拡大	当社グループは、素材セグメント、資源セグメントの各事業で蓄積した豊富な再資源化ノウハウを有しております。現在、多くの企業がスコープ3におけるCO2排出量の可視化、削減に取り組んでいると認識しており、当社グループの再資源化ノウハウを活用したコンサルティングによりこれらの企業の課題解決に貢献しております。特に、スコープ3カテゴリー1(購入した製品・サービス)、カテゴリー5(事業から出る廃棄物)は、当社グループの製品・サービスやノウハウが活用しやすい領域であり、環境課題の解決に積極的に貢献しております。

(3) リスク管理

当社グループの事業戦略が環境戦略と同期していることから、当社にとっての環境リスクは事業リスクに内包されております。個別のリスクについては、「3.事業等のリスク」をご参照ください。

2. 人的資本、多様性等

当社グループは、持続的な企業価値向上に向けて、従業員一人一人の能力向上だけでなく、多様な人材の集合知による課題解決が企業価値の向上に不可欠と認識しております。当社グループのコアバリューとして、「社会の課題をREFINEすることで価値を生み出す」、「新しい資源の創出による社会貢献」、「自発・自立・自責」を定義し、コアバリューを実現していくために従業員の能力開発やインクルーシブな業務環境実現に取り組んでおります。

(1) 人材育成、社内環境整備の戦略

a. 人材育成

従業員一人一人が経営者の視点を持ち、自ら新たなビジネスの創出と実行に挑戦していける人材として成長することを目的に、若手から中堅従業員に対して外部教育機関による経営大学院レベルのリモート教育を年次で実施しております。また、業務実行の基本的スキルを維持していくため、四半期ごとに情報管理、コンプライアンス教育を全従業員に対して実施しております。

b. 社内環境整備

性別、人種、国籍に関わらず従業員が業務能力を自ら開発し発揮することを目的に行動目標を定めており、行動目標に基づいた人事評価制度により、各従業員の担当業務や事業環境に影響されない公正な人事評価を実施しております。また、従業員のエンゲージメント向上、ワークライフバランスの充実に目的に、定期的に外部調査機関による従業員のメンタル調査を実施し、従業員のケアを行うことで組織の健全化を図っております。組織内でのハラスメントやコンプライアンス違反に対しては、外部相談窓口も含めた内部通報制度を設け、働きやすい環境作りを進めております。

(2) 指標及び目標

当社グループでは、管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率、男女の賃金の差異を社内環境整備の指標として管理しており、今後の人材育成、社内環境整備の戦略実行状況を踏まえ、新たな指標の導入を検討して参ります。管理職に占める女性労働者の割合については、当社グループの従業員に占める女性従業員の比率が17.7%であることから、女性管理職の比率においても同様の17.7%を目標としております。男性労働者の育児休業取得率については、ワークライフバランスの充実に目指し100%を目標としております。男女の賃金の差異については、当社グループの人事制度を踏まえ性別に限らず能力に応じた賃金設定を進めております。

3【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであり、将来において発生の可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

(素材ビジネスに関するリスクについて)

(1) オフィス需要による変動について

素材ビジネスにおいて原料となる使用済みカーペットタイルの排出量は、その利用実態から企業のオフィス移転並びにオフィスの建替えや補修の影響を受けます。加えて、当社グループが販売する再生樹脂製品の大部分が再生カーペットタイルの原料として利用されていることから、当社グループの再生樹脂製品の販売量は、新規オフィスの供給量や企業のオフィス移転等のオフィス需給動向に依存します。足許においては以下のとおり、都心5区（千代田区、中央区、港区、新宿区、渋谷区）における新規オフィス供給量が減少する一方で、オフィス空室面積は増加しており、産業の空洞化によるオフィスの海外移転や新型コロナウイルス感染症の影響によるテレワークの拡大等によって国内での企業のオフィス移転ニーズが衰退し、原材料となる使用済みカーペットタイルの調達量が確保できず、再生樹脂が十分に製造できない場合や、カーペットタイルの需要が減少する場合には当社グループの経営成績に影響が及ぶ可能性があります。

	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
オフィス供給量（年間、千坪）	250	460	308	531	150	165
オフィス空室面積（年末、千坪）	229	141	118	351	497	508

（出典：三鬼商事株式会社公表の東京（都心5区）オフィスビル市況より当社作成）

(2) 市場動向について

カーペットタイルの国内市場は安定的な需要が見込まれるものの、今後の国内での成長余地はそれほど大きくはない状況にあります。一方でカーペットタイル市場での再生原料を使った製品比率は増加傾向にあり、今後も環境配慮型製品の市場ニーズの高まりによって再生原料の需要は高まっていくと予測しております。しかしながら、カーペットタイルの市場が大幅に縮小する等により再生原料の需要が想定通り推移しない場合は、当社グループの経営成績に影響が及ぶ可能性があります。

(3) 最終処分費用の動向について

当社グループは産業廃棄物の中間処理業として使用済みカーペットタイルを回収し、当該回収物を原料として再生樹脂の製造販売を行っております。現在当社グループの回収が継続的に実現できている背景としては、排出業者等が支払う廃棄費用を比較した場合、最終処分委託費用よりも当社グループに支払う中間処理委託費用が割安であることが挙げられます。最終処分場の処理容量の残存年数は2022年度時点で全国では19.7年、首都圏では13.4年（参考資料：環境省 産業廃棄物処理施設の設置、産業廃棄物処理業の許可等に関する状況（2022年度実績））と逼迫しているため、現状の料金構造は変わらないものと想定しておりますが、今後新たな最終処分場が造成されたり、海外での受け入れ先が確保されたりする等の要因により大きな構造転換が生じコストが逆転した場合は、当社グループの使用済みカーペットタイル回収量が減少し、当社グループの経営成績に影響が及ぶ可能性があります。

(4) バージン樹脂の原材料等の市況変動について

当社グループの提供する再生樹脂は石油由来のバージン樹脂と比較した場合の価格優位性が差別化要因の一つとなっているものと認識しております。そのため、現状においてもバージン樹脂と比較して価格優位性は保っておりますが、原油相場や為替動向により石油由来のバージン樹脂の価格が現状よりも大きく低下した場合、価格優位性が失われることで当社グループの経営成績に影響が及ぶ可能性があります。

(5) 特定の取引先等への依存について

当社グループは使用済みカーペットタイル由来の再生樹脂を販売しており、当該製品の大部分は株主である住江織物株式会社をはじめとした各インテリアメーカーのカーペットタイル製品の原料として利用されております。報告セグメントにおける素材ビジネスの売上高の約半分以上は最終的にはインテリアメーカーに対して供給されているものと認識しております。現在当社グループが生産する再生樹脂は、環境対応製品として需要が増加しているものと認識しておりますが、各取引先とは納入数量、価格等に関する長期納入契約を締結しておりません。従って、カーペットタイル市場の需要の増減により当社グループの経営成績及び財政状態に影響が及ぶ可能性があります。

(6) 新製品開発について

当社グループは、素材を再生させる独自技術を核とする事業展開を目指して、継続的に研究開発を行っております。使用済みカーペットタイルの繊維部分を原料とした製鋼副資材、及び自動車エアバッグの基布や使用済み漁網を原料とした再生ナイロンの製造に向けた研究開発を行い、ナイロン再生設備に関する設備投資を行いました。当社グループでは、製鋼副資材の市場価値並びにナイロン原料としての汎用性から十分な収益性があるものと認識しておりますが、新たな技術開発を行う場合、一般的に以下のリスクがあります。

- 1) 技術の急激な進歩、顧客の要求の変化、規格・標準の変動に対し、当社グループが開発している製品が適合できない可能性があること
- 2) 開発技術が確立したとしても、安定的に一定品質の製品製造を継続することができない可能性があること
- 3) 販売価格が顧客要求水準と合わないこと
- 4) 新製品や新技術の開発に必要な資金や資源を十分に投入できる保証がないこと
- 5) 新製品又は新技術の市場投入の遅れにより、当社グループの製品が陳腐化する可能性があること
- 6) 新製品・新技術を開発したとしても、市場からの支持を広く獲得できるとは限らず、これらの製品の販売が成功する保証がないこと

上記リスクをはじめとして、当社グループが顧客ニーズや市場ニーズの変化を的確に把握することができず、魅力ある新製品を開発できない場合には、研究開発費及び設備投資額を回収できない可能性及び、当社グループの将来の成長と収益性を低下させ、経営成績及び財政状態に影響が及ぶ可能性があります。

(7) 技術革新について

当社グループにおける再生樹脂製造は、基幹技術である軟質樹脂製品の切削加工及び破砕分級技術によって支えられています。当該技術は当社グループ独自のものであり、これにより競合他社と比べ高品質の再生樹脂を低コストで製造できていると考えております。当社グループとしては、研究開発を積極的に実施し、より高品質・低コスト化を目指していく方針でございますが、当該技術を上回る技術が開発された場合には、当社グループの競争優位性が低下する結果、当社グループの事業戦略及び経営成績に影響が及ぶ可能性があります。

(資源ビジネスに関するリスクについて)

(8) 事故及び労働災害について

資源ビジネスでは、解体工事や廃棄物の仕分け作業の中で、トラックやフォークリフト等大型機械の操作を含め多数の危険を伴う業務があります。当社グループでは事故並びに労働災害の発生を防ぐべく、労務・安全管理に十分留意しながら事業を遂行しております。しかしながら事故や労働災害の発生リスクは常に存在しており、今後当該リスクが顕在化した場合は、損害賠償請求の発生等により当社グループの経営成績及びレピュテーションに影響が及ぶ可能性があります。

(9) 中間処理施設容量について

資源ビジネスに関連して当社グループでは3つの中間処理施設を保有し、当該施設で回収した廃棄物の分類等を行っております。現在のところ当該3施設の処理容量は十分確保されており、業務遂行は問題なく行われております。しかしながら今後取引先の産業廃棄物の排出量が急激に増加し、同施設の許容量一杯の廃棄物が搬入された場合、又はなんらかのトラブルにより中間処理業務が滞った場合は、新規での受け入れが困難となります。そのような場合は当社グループの経営成績に影響が及ぶ可能性があります。

(当社グループ経営全般について)

(10) 知的財産権について

当社グループの製品である使用済みカーペットタイルから製造される再生樹脂の製造方法、漁網・エアバッグから製造される再生樹脂の製造方法等の独自開発技術については、第三者への技術流出を回避するため、基本的な特許出願に留め詳細な技術については特許出願を行っておりません。現在技術優位性はあるものと認識しておりますが、競合他社が当社グループと同じような製品を製造する技術開発を行い、事業展開した場合、人材流出等によりノウハウが外部に流出した場合、また、ライセンス供与により供与先に開示した当社グループ独自技術のノウハウが流出した場合は、当社グループの経営成績に影響が及ぶ可能性があります。

他方、他社の有する知的財産権についても細心の注意を払っておりますが、万が一他社の有する知的財産権を侵害したと認定され、損害賠償等の責任を負担する場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響が及ぶ可能性があります。

(11) プラスチック利用の減少に関するリスク

令和4年4月1日に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」により、廃プラスチックの削減、再利用の促進を進めている。廃プラスチック削減に向けたワンウェイプラスチックの使用減少などの取組みが拡大しプラスチック使用量の減少となる場合は、当社グループの廃棄物収集量の減少、再生樹脂の原料である廃プラスチックが減少するリスクがあり、当社グループの経営成績に影響が及ぶ可能性があります。

(12) 情報管理に関するリスク

技術等のノウハウや顧客情報、個人情報等の重要情報の管理は、当社グループ事業の根幹をなすものであります。当社グループでは、社内管理体制を整備し、従業員に対する情報管理やセキュリティ教育等、情報の管理について対策を講じておりますが、情報の漏洩が全く起きないという保証はありません。万が一、情報の漏洩が起きた場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響が及ぶ可能性があります。

(13) 法規制等について

当社グループの事業活動の前提となる事項に係る主要な法規制及び行政指導は、次に記載のとおりであります。当社グループがこれらの規制に抵触することになった場合には、事業の停止命令や許可の取消し等の行政処分を受ける可能性があります。

また、次の一覧表記載以外にも収集運搬過程では道路運送車両法や自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法等、処分過程においては労働安全衛生法、環境保全やリサイクルに関する諸法令による規制を受けております。

(主要な法規制)

対象	法令等名	監督官庁	法規制の内容
収集運搬 (積替保管含む)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	環境省	産業廃棄物の収集運搬に関する許可基準、運搬及び保管、委託契約、マニフェストに関する基準が定められております。
中間処理	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	環境省	産業廃棄物の中間処理に関する許可基準、運搬及び保管、委託契約、マニフェストに関する基準が定められております。

(主要な行政指導)

対象	監督官庁	行政指導	法的規制の内容
施設の設置及び維持管理	各自治体	施設の設置及び維持管理の指導要綱	廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する基準が定められております。
県外廃棄物規制	各自治体	県外廃棄物の指導要綱	県外からの廃棄物の流入規制に関する基準が定められております。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃掃法」という。）は、1997年と2000年に大改正が行われましたが、その後も2003年以降毎年のように改正され、廃棄物排出事業者責任や処理委託基準、不適正処理に対する罰則などの規則が強化されております。特に2010年の改正では、廃棄物排出事業者責任の強化のための規定が多数追加されたことに伴い、廃棄物排出事業者により処理業者に対する監視も厳しくなっております。また、2000年6月には「循環型社会形成推進基本法」が制定され、廃棄物を再生可能な有効資源として再利用すべくリサイクル推進のための法律が施行されております。当社グループの事業に係る「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」など各産業、素材別のリサイクル関係法令が整備されております。更に、環境問題に対する世界的な関心の高まりもあり、廃棄物の再生資源としての循環的利用、環境負荷の低減に対する社会的ニーズが高まっております。当社グループは、法規制の改正等をむしろビジネスチャンスとして、積極的に廃棄物の処理及び再資源化事業に投資を行っておりますが、今後の法規制及び行政指導の動向によっては当社グループの経営成績に影響が及ぶ可能性があります。

許可の更新、範囲の変更及び新規取得について

資源ビジネスは各都道府県知事の許可が必要であり、事業許可は有効期限が5年間（優良産業廃棄物処理業者認定制度による優良認定を受けた場合は7年間）で、事業継続には更新が必要となります。また、事業範囲の変更及び他地域での事業開始、処理施設の新設・増設に関しても別途許可が必要です。

当社グループのこれらに関する申請が廃掃法第十四条第5項又は第10項の基準等に適合していると認められない場合は、当社グループの経営成績に影響が及ぶ可能性があります。

なお、廃掃法第十四条第3項及び第8項において、「更新の申請があった場合において、許可の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する」旨規定されております。

事業活動の停止及び取消し要件について

廃掃法には事業の許可の停止要件（廃掃法第十四条の三）並びに許可の取消し要件（廃掃法第十四条の三の二）が定められております。不法投棄、マニフェスト虚偽記載等の違反行為、処理施設基準の違反、申請者の欠格要件（廃掃法第十四条第5項第2号）等に関しては事業の停止命令あるいは許可の取消しという行政処分が下される恐れがあります。当社グループは、現在において当該要件や基準に抵触するような事由は発生しておりませんが、万が一、当該要件や基準に抵触するようなことがあれば、当社グループの経営成績に影響が及ぶ可能性があります。

なお、当社グループ各社の有する許認可の内容並びに取り消し要件等については以下のとおりです。

（リファインパース株式会社）

取得年月日	許可等の名称	所管官庁等	許認可等の内容	許可番号	有効期限
2006年6月22日	産業廃棄物処分業	千葉県	中間処理	第01220128419号	2026年6月21日

（注）法令違反の要件及び主な許可取消事由については以下のとおりであります。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第十四条の三の二

- 1 都道府県知事は、産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならない。
 - 一 第十四条第五項第二号イ（第七条第五項第四号八若しくは二（第二十五条から第二十七条まで若しくは第三十二条第一項（第二十五条から第二十七条までの規定に係る部分に限る。）の規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。）又は同号チに係るものに限る。）又は第十四条第五項第二号ロ若しくはヘに該当するに至ったとき。
 - 二 第十四条第五項第二号ハからホまで（同号イ（第七条第五項第四号八若しくは二（第二十五条から第二十七条までの規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。）又は同号チに係るものに限る。）又は第十四条第五項第二号ロに係るものに限る。）に該当するに至ったとき。
 - 三 第十四条第五項第二号ハからホまで（同号イ（第七条第五項第四号ホに係るものに限る。）に係るものに限る。）に該当するに至ったとき。
 - 四 第十四条第五項第二号イ又はハからホまでのいずれかに該当するに至ったとき（前三号に該当する場合を除く。）。
 - 五 前条第一号に該当し情状が特に重いとき、又は同条の規定による処分に違反したとき。
 - 六 不正の手段により第十四条第一項若しくは第六項の許可（同条第二項又は第七項の許可の更新を含む。）又は第十四条の二第一項の変更の許可を受けたとき。
- 2 都道府県知事は、産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が第十四条の三第二号又は第三号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

(株式会社ジーエムエス)

取得年月日	許可等の名称	所管官庁等	許認可等の内容	許可番号	有効期限
2000年4月28日	産業廃棄物処分業	東京都	中間処理	第1320007138号	2025年4月27日
1988年4月1日	産業廃棄物収集運搬業	東京都	収集・運搬	第1310007138号	2024年3月31日
1996年12月10日	産業廃棄物収集運搬業	神奈川県	収集・運搬	第01402007138号	2026年12月9日
1986年2月28日	産業廃棄物収集運搬業	埼玉県	収集・運搬	第01101007138号	2024年7月10日
1996年7月2日	産業廃棄物収集運搬業	千葉県	収集・運搬	第01200007138号	2026年8月31日
1996年8月28日	産業廃棄物収集運搬業	茨城県	収集・運搬	第00801007138号	2026年8月31日
2001年10月18日	産業廃棄物収集運搬業	栃木県	収集・運搬	第00900007138号	2026年10月17日
2006年11月6日	産業廃棄物収集運搬業	群馬県	収集・運搬	第01000007138号	2026年11月5日
2001年10月24日	産業廃棄物収集運搬業	長野県	収集・運搬	第02009007138号	2026年10月23日
2001年10月26日	産業廃棄物収集運搬業	静岡県	収集・運搬	第02201007138号	2026年10月25日
2007年3月14日	産業廃棄物収集運搬業	山梨県	収集・運搬	第01900007138号	2027年3月13日
2013年6月14日	産業廃棄物収集運搬業	福島県	収集・運搬	第00707007138号	2028年6月13日
2013年7月9日	産業廃棄物収集運搬業	新潟県	収集・運搬	第01509007138号	2028年7月8日
2018年3月23日	産業廃棄物収集運搬業	三重県	収集・運搬	第02400007138号	2028年3月22日
2018年4月25日	産業廃棄物収集運搬業	宮城県	収集・運搬	第00400007138号	2028年4月24日
2021年7月30日	特別管理産業廃棄物収集運搬業	東京都	収集・運搬	第1360007138号	2026年7月29日
2016年4月19日	建・とび・土工工事業許可	東京都	-	(般-28)第145013号	2026年4月18日
2018年8月10日	建-内装仕上工事業・解体工事業	東京都	-	(般-30)第145013号	2028年8月9日

(注) 法令違反の要件及び主な許可取消事由については、リファインパース株式会社の記載内容と同様であります。

(株式会社コネクション)

取得年月日	許可等の名称	所管官庁等	許認可等の内容	許可番号	有効期限
2015年4月13日	産業廃棄物収集運搬業	埼玉県	収集・運搬	第01100182162号	2025年4月12日
2015年4月24日	産業廃棄物収集運搬業	東京都	収集・運搬 積替え保管を含む	第13-10-182162号	2025年4月23日
2015年4月24日	産業廃棄物収集運搬業	神奈川県	収集・運搬	第01400182162号	2025年4月23日
2015年5月20日	産業廃棄物収集運搬業	千葉県	収集・運搬	第01200182162号	2025年5月19日
2017年1月23日	産業廃棄物収集運搬業	群馬県	収集・運搬	第01000182162号	2027年1月22日
2017年3月13日	産業廃棄物収集運搬業	静岡県	収集・運搬	第02201182162号	2027年3月12日
2017年3月16日	産業廃棄物収集運搬業	茨城県	収集・運搬	第00801182162号	2027年3月15日
2017年4月10日	産業廃棄物収集運搬業	栃木県	収集・運搬	第00900182162号	2027年4月9日
2017年11月24日	産業廃棄物収集運搬業	長野県	収集・運搬	第2009182162号	2027年11月23日
2017年11月27日	産業廃棄物収集運搬業	福島県	収集・運搬	第00707182162号	2027年11月26日
2018年1月4日	産業廃棄物収集運搬業	山梨県	収集・運搬	第01900182162号	2028年1月3日
2018年1月18日	産業廃棄物収集運搬業	宮城県	収集・運搬	第00400182162号	2028年1月17日
2018年8月24日	産業廃棄物処分業	東京都	中間処理	第13-20-182162号	2028年8月23日
2020年4月24日	特別管理産業廃棄物収集運搬業	東京都	収集・運搬	第13-50-182162号	2025年4月23日
2020年5月8日	特別管理産業廃棄物収集運搬業	埼玉県	収集・運搬	第01150182162号	2025年5月7日
2020年5月8日	特別管理産業廃棄物収集運搬業	宮城県	収集・運搬	第00450182162号	2025年5月7日
2020年5月14日	特別管理産業廃棄物収集運搬業	千葉県	収集・運搬	第01250182162号	2025年5月13日
2020年5月14日	特別管理産業廃棄物収集運搬業	神奈川県	収集・運搬	第01450182162号	2025年5月13日
2020年5月18日	特別管理産業廃棄物収集運搬業	静岡県	収集・運搬	第02251182162号	2025年5月17日
2020年6月9日	特別管理産業廃棄物収集運搬業	福島県	収集・運搬	第00757182162号	2025年6月8日
2022年1月23日	解体工事業登録	東京都	-	東京都知事(登-3)第3073号	2027年1月22日

(注) 法令違反の要件及び主な許可取消事由については、リファインパース株式会社の記載内容と同様であります。

(14) 工場用敷地及び建物又は産業廃棄物の中間処理施設の賃貸借契約について

当社グループは、千葉県富津市に工場用敷地、千葉県八千代市及び愛知県一宮市に工場用敷地と建物を、また、東京都臨海地区に中間処理場1ヵ所、東京都堀切に中間処理場1ヵ所賃借しております。

現時点においては、用地及び建物の貸主と当社グループの関係は良好であり、貸主から契約期間中の解約の申し出がなされる可能性は低いものと考えておりますが、貸主側の事情の変更等により、予期せぬ解約の申し出がなされる可能性があります。仮に解約の申し出がなされた場合、当該施設は工場用敷地等及び産業廃棄物の中間処理施設であることから、適切な代替の用地及び建物の確保が必要であります。従って解約の申し出がなされた場合に代替の用地及び建物が適時に確保できない場合には、当社グループの経営成績に影響が及ぶ可能性があります。

なお、2023年9月30日時点での賃貸借の状況は以下のとおりであります。

施設名	RIVIC (工場用敷地)	千葉工場 (工場用敷地及び建物)	一宮工場 (工場用敷地及び建物)
賃貸借期間	20年 事業用定期借地権設定契約 解約は借主から貸主への 2ヶ月前申し入れによる (もしくは借主から貸主への 2ヶ月分賃料の支払)	5年/以降3年自動更新 普通借家契約 解約は借主又は貸主からの 6ヶ月前申し入れによる	3年/以降1年自動更新 普通借家契約 解約は借主又は貸主からの 6ヶ月前申し入れによる
契約開始時期	2017年1月30日	2005年5月1日	2019年3月1日
契約継続年数	6年5ヶ月	18年2ヶ月	4年4ヶ月
備考	貸主は千葉県であるため契約期間途中での解約等の可能性は低いものと考えております	貸主(芳賀通運株式会社)とは良好な関係にあり、約15年以上にわたる契約継続経緯より、契約解除等の可能性は低いものと考えております	貸主(藤井整絨株式会社)とは良好な関係にあり、契約解除等の可能性は低いものと考えております

施設名	葛飾区リファイン1 (中間処理施設)	大田区タックス3	
		東京港リサイクルセンター (中間処理施設)	大井バンプール1 (駐車場/ 回収ボックス置場)
賃貸借期間	2年/自動更新 普通借家契約 解約は借主から貸主への 2ヶ月前申し入れによる (もしくは借主から貸主への 2ヶ月分賃料の支払)	1年/自動更新 普通借家契約 解約は借主又は貸主からの 3ヶ月前申し入れによる	1年/自動更新 普通借家契約 解約は借主又は貸主からの 6ヶ月前申し入れによる
契約開始時期	2001年9月	2003年10月1日	2012年12月1日
契約継続年数	21年10ヶ月	19年9ヶ月	10年7ヶ月
備考	貸主(株式会社丸高コーポレーション)とは良好な関係にあり、20年以上にわたる契約継続経緯より、契約解除等の可能性は低いものと考えております	貸主(東海海運株式会社)とは良好な関係にあり、約15年以上にわたる契約継続経緯より、契約解除等の可能性は低いものと考えております	貸主(東海海運株式会社)とは良好な関係にあり、中間処理施設タックス3の賃貸借状況より、契約解除等の可能性は低いものと考えております

(15) 大規模災害による影響について

リファインパース株式会社においては、千葉県八千代市、富津市及び愛知県一宮市に再生樹脂製造工場を置き、株式会社ジーエムエスにおいては、東京都臨海地区に処理場1カ所、東京都堀切に処理場1カ所、株式会社コネクションにおいては、東京都足立区に処理場1カ所保有しております。

関東圏内における大規模震災や火災等の影響を受けて工場・処理場が被災した場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響が及ぶ可能性があります。

(16) 借入金への依存について

当社グループ事業の運営上、収集運搬車両、中間処理工場、及び原料生産工場等への投資が必要であり、金融機関からの借入を行っております。当連結会計年度末(2023年6月末)で連結資産に占める有利子負債の割合は79.1%、当連結会計年度(2023年6月期)の支払利息は28,438千円となっております。このため、今後の金利変動によっては支払利息の負担が増加して当社グループの経営成績に影響が及ぶ可能性があります。

(17) 人材の確保・育成について

当社グループが今後成長していくためには、営業活動及び研究開発活動並びに組織管理のための優秀な人材を確保することが重要であります。しかしながら、優秀な人材の獲得・育成・維持は必ずしも容易ではありません。適正な人材の獲得・育成・維持確保が計画通りに進行しなかった場合には、当社グループの業務や事業計画の遂行に支障が生じ、当社グループの経営成績に影響が及ぶ可能性があります。

(18) 特定の人物への依存

当社の代表取締役社長である越智晶は、経営方針や戦略の決定をはじめ、当社グループの事業推進において各方面に重要な役割を果たしております。事業拡大に伴い積極的な権限移譲を実施し、同氏に過度に依存しない経

営体質の構築に取り組んでおりますが、不測の事態等により同氏の当社グループにおける業務執行が困難となった場合、当社グループの経営成績に影響が及ぶ可能性があります。

(19) 新型コロナウイルス感染症の影響について

当社グループでは、新型コロナウイルス感染症が流行した際に、テレワーク（在宅勤務）の活用、Web会議や社内チャットツールの利用等を導入し、それらを現在も継続的に利用しており、今後新型コロナウイルス感染症が流行した場合でも事業を継続する体制は整っておりますが、感染拡大の影響度合いによっては工場が操業停止となるなど事業運営が困難となった場合や内外経済の停滞が長引いた場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響が及ぶ可能性があります。

(20) 継続企業の前提に関する重要事象等

当社は、当事業年度（2022年7月1日～2023年6月30日）において、減損損失及び関係会社株式評価損の特別損失の計上により当期純損失571,523千円を計上しました。また、連結業績においても当連結会計年度（2022年7月1日～2023年6月30日）において、減損損失及びのれん償却額の特別損失の計上により親会社株主に帰属する当期純損失504,840千円を計上しました。

この結果、連結財務諸表及び個別財務諸表ともに、当期純損失を計上しております。また、当事業年度末における負債合計は994,949千円であり、資産合計を超過しており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

しかしながら、素材ビジネスにおいては引き続き再生樹脂の引き合いが堅調なことに加え当社ノウハウへの引き合いも増加しており、資源ビジネスにおいては過去最高水準の受注高を継続しながら生産性向上を進めており、翌期の業績は黒字化する見通しです。また、手元資金も約8.7億円と十分な運転資金を確保していることに加え、主要取引銀行とも良好な関係を継続しております。

以上のことから、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

(21) その他

潜在株式について

当社は、グループ社員へのインセンティブを目的として、新株予約権（以下「ストック・オプション」という。）を付与しております。本書提出日現在における潜在株式数は141,900株であり、発行済株式総数の4.3%に相当いたします。これらのストック・オプションが行使された場合には、当社の1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。また、株式市場で売却された場合は、需給バランスに変動を生じ、当社株式の株価形成に影響を及ぼす可能性があります。

配当政策について

当社は、剰余金の配当につきましては、業績の推移を見据え、将来の事業の発展と財務基盤の強化のための内部留保とのバランスを保ちながら、経営成績や配当性向等を総合的に勘案し、安定的かつ継続的な配当の実施を基本方針としております。

将来的には、業績及び財政状態等を勘案しながら株主への利益配当を目指していく方針ではありますが、今後の配当実施の可能性及び実施時期については未定であります。

繰越欠損金について

リファインパース株式会社及びリファインマテリアル株式会社は、過年度において当期純損失を計上してきたため、税務上の繰越欠損金を抱えております。そのため同社に対する法人税は当該繰越欠損金が解消されるまでは課税所得が減殺され、納税負担額が軽減されております。今後現存する税務上の繰越欠損金が解消され、通常の税率に基づく法人税、住民税及び事業税が発生する場合において、当社グループの親会社株主に帰属する当期純利益及び連結キャッシュ・フローに影響を与える恐れがあります。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度において当社グループは、前期に引き続き既存事業で徹底したコスト削減を進めながら、今後の成長の核となる新規事業領域の拡大に向けて、持続的な成長のための事業基盤の強化、推進に努めてまいりました。また、SDGsやサーキュラーエコノミーの文脈において事業機会が相当数増加しており、事業化の取組みを加速しております。従来の廃棄物処理モデルの変革を進め、新しい産業を創出することで社会の持続的発展に寄与することを目的に活動を続け、素材再生企業として独自技術によるユニークなビジネスモデルでマテリアルサイクルを実現し、資源循環において新たな付加価値を創造するSX(サステナビリティ・トランスフォーメーション)に挑戦し、グループ企業の総力を結集して社会の持続的発展に挑戦した結果、当連結会計年度の売上高は前期に引き続き過去最高額を更新しました。

素材ビジネスにおいては、当社の主力製品である再生塩化ビニルコンパウンド「リファインパウダー」および再生ナイロン樹脂「REAMIDE®」（リアミド）の販売が好調なことに加え、国内外を問わず外部企業等との連携や弊社技術のライセンス供与等の取組みも加速しており、更なる成長のための基盤は拡大しております。また、ソリューション事業においては、昨今の廃棄物処理費用の高騰により資源循環における当社グループのノウハウへの引き合いが増加しており、コンサルティング受託、再資源化技術開発、ライセンス提供先への技術指導、設備設計業務受託などで収益源を拡大し、収益・利益の増加に貢献しております。

資源ビジネスにおいては、DX化等を進め生産性向上を進めていくと同時に、オペレーションの見直しやリソース配分の最適化を行い、過去最高水準の受注高を継続しております。また、新規事業領域となる廃プラ資源化への取組みを加速し、既存事業での安定的な成長とともに収益基盤の強化に努めております。

この結果、当連結会計年度の財政状態及び経営成績は以下のとおりとなりました。

a. 財政状態

当連結会計年度末の資産合計は、前連結会計年度末に比べ530,500千円増加し、3,783,063千円となりました。当連結会計年度末の負債合計は、前連結会計年度末に比べ1,000,857千円増加し、3,683,360千円となりました。当連結会計年度末の純資産合計は、前連結会計年度末に比べ470,356千円減少し、99,702千円となりました。

b. 経営成績

売上高4,472,006千円（前年同期比19.8%増）、営業利益211,329千円（前年同期比19.7%減）、経常利益176,947千円（前年同期比16.9%減）、親会社株主に帰属する当期純損失504,840千円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純利益182,848千円）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

なお、当連結会計期間より報告セグメントの名称を変更しており、変更後の名称で記載しております。詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表 注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。この変更はセグメント名称の変更であり、セグメント情報に与える影響はありません。

なお、記載のセグメント別の金額はセグメント間取引の相殺前の数値です。

（素材ビジネス）

素材ビジネスにつきましては、前期に引き続きセグメント損益は黒字で推移しております。原状回復工事増加に伴う廃カーペットタイル受入処理量は堅調に推移し、廃カーペットタイルを再資源化した再生塩化ビニルコンパウンド「リファインパウダー」の引き合いが増加しております。また、自動車エアバッグの基布や廃棄漁網等を再資源化したナイロン樹脂「REAMIDE®」（リアミド）の生産・販売も堅調に推移しております。特にアパレルや成型パーツ向け等の複数の業界で引き合いが増加しており、新たな事業領域へ拡大・成長しております。さらに、当社自動車エアバッグ基布リサイクル技術や廃漁網リサイクル技術の海外企業へのライセンス供与やコンサルティングの受託が収益・利益へ貢献しました。このように、当社のビジネスノウハウに対する引き合いは増加しており、収益機会が拡大しております。

この結果、売上高は1,590,429千円（前期比0.7%減）となり、セグメント利益は165,819千円（前期比4.8%増）となりました。

(資源ビジネス)

資源ビジネスにつきましては、オペレーションの見直しやリソースの最適化を進め、産業廃棄物処理事業で過去最高水準の受注高を維持し、安定的な成長を継続しております。収集運搬・中間処理を一括受注できる体制と小回りを利かしたサービスを強みに営業活動を強化したことに加え、DX化・廃材処理バリューチェーン改革など顧客の収益性を高める取組みが功を奏し、増加する原状回復工事の受注獲得を継続しております。また、2022年7月1日付で株式会社コネクションをグループ化し、株式会社ジーエムエスとのシナジー創出により、収益力が向上しております。さらに、ケミカルリサイクルの事業化や廃プラ資源化新商流の創出、新規事業領域となる廃プラ資源化への取組みを加速しております。

この結果、売上高は2,952,120千円(前期比33.4%増)、セグメント利益は553,935千円(前期比15.2%増)となりました。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物は、859,517千円(前連結会計年度末比5.8%減)となりました。当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は530,961千円(前連結会計年度に得られた資金は476,461千円)となりました。これは主として税金等調整前当期純利益 477,639千円、減価償却費288,703千円、のれん償却額488,554千円、減損損失223,303千円、売上債権の増加額106,119千円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果支出された資金は317,699千円(前連結会計年度に支出された資金は92,772千円)となりました。これは主に有形固定資産の取得による支出125,951千円、子会社取得による支出286,549千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果支出された資金は266,263千円(前連結会計年度に得られた資金は40,336千円)となりました。これは主に長期借入による収入420,000千円、長期借入金の返済による支出577,855千円によるものであります。

生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当連結会計年度の生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)	前年同期比(%)
素材ビジネス(千円)	974,313	133.90

(注) 1. 生産実績の金額は製造費用であります。

2. 資源ビジネスにおける生産実績は販売実績とほぼ一致しているため、「c.販売実績」を参照ください。また、資源ビジネスにおける生産実績とは、廃棄物の処理実績を意味しております。

b. 受注実績

素材ビジネスにおいては、販売計画に基づいた見込生産を行っているため、該当事項はありません。資源ビジネスにおいては、受注と役務の提供がほぼ同時であるため、受注残高管理は行っていません。

c. 販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)	前年同期比(%)
素材ビジネス(千円)	1,521,701	99.7
資源ビジネス(千円)	2,950,304	133.7
合計(千円)	4,472,006	119.8

(注) 1. セグメント間の取引については、相殺消去しております。

2. 最近2連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)		当連結会計年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
住江織物株式会社	384,848	10.3	436,166	9.8
株式会社パウテック	126,335	3.4	198,893	4.5
三井デザインテック株式会社	175,229	4.7	170,781	3.8

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社グループの当連結会計年度の財政状態及び経営成績は、次のとおりであります。

a. 財政状態

(資産合計)

当連結会計年度末の資産合計は、前連結会計年度末(以下「前年度末」という)に比べ530,500千円増加の3,783,063千円(前年度末は3,252,562千円)となりました。

流動資産は1,676,994千円となり、前年度末と比べ17,982千円減少しております。これは主として現金及び預金が62,001千円減少、仕掛品が24,520千円増加、売掛金が18,090千円増加、商品及び製品が17,899千円増加したことによるものです。

固定資産は2,106,068千円となり、前年度末と比べ552,420千円増加しております。これは、主として有形固定資産が526,192千円増加したことによるものです。

(負債合計)

当連結会計年度末の負債合計は、前年度末に比べ1,000,857千円増加の3,683,360千円(前年度末は2,682,503千円)となりました。

流動負債は1,169,051千円となり、前年度末と比べ257,796千円増加しております。これは、主として短期借入金100,000千円増加、1年内返済予定の長期借入金81,498千円増加したことによるものです。

固定負債の残高は2,514,309千円となり、前年度末と比べ743,060千円増加しております。これは、主として長期借入金668,210千円増加、リース債務が69,771千円増加したことによるものです。

また、ネット有利子負債(有利子負債-現金及び預金)は2,118,846千円(前年度末は1,110,107千円)となり、1,008,738千円増加しております。この結果、ネットD/Eレシオ(ネット有利子負債÷自己資本)は38.4倍となりました。

(純資産合計)

当連結会計年度末の純資産合計は、前年度末に比べ470,356千円減少の99,702千円(前年度末は570,058千円)となりました。これは、主として特別損失671,051千円の計上に伴い利益剰余金が504,840千円減少したことによるものです。

b. 経営成績

(売上高及び売上総利益)

売上高は、前連結会計年度と比べて739,103千円増加し4,472,006千円(前年同期比19.8%増)となりました。

なお、当連結会計年度の売上高及び損益の分析は、「(1) 経営成績等の状況の概要」に記載のとおりであります。

売上総利益は前連結会計年度と比べて242,025千円増加し1,366,895千円(前年同期比21.5%増)となり、売上高総利益率は30.1%から30.6%と0.5ポイント増加となりました。

(販売費及び一般管理費及び営業利益)

販売費及び一般管理費は、前連結会計年度と比べて293,739千円増加し1,155,565千円(前年同期比34.1%増)となり、売上高に対する比率は23.1%から25.8%と2.7ポイント増加となりました。主な要因は株式会社コネクションをグループ化したことに伴う経費の増加であります。

この結果、営業利益は前連結会計年度に比べて51,713千円減少し211,329千円(前年同期比19.7%減)となり、売上高営業利益率は7.0%から4.7%へ2.3ポイントの減少となりました。

(営業外損益及び経常利益)

営業外収益は、前連結会計年度に比べて3,399千円減少し10,916千円(前年同期比23.7%減)となりました。主な要因は、企業誘致奨励金が減少したことによるものです。

営業外費用は、前連結会計年度に比べて19,168千円減少し45,298千円(前年同期比29.7%減)となりました。主な要因は、開業費償却が減少したことによるものです。

この結果、経常利益は前連結会計年度と比べて35,944千円減少し、176,947千円(前年同期比16.9%減)となりました。

(特別損益及び親会社株主に帰属する当期純損益)

特別利益は、前連結会計年度に比べて7,205千円増加し16,463千円(前年同期比77.8%増)となりました。主な要因は、固定資産売却益が7,979千円増加したことによるものです。

特別損失は、前連結会計年度に比べて669,048千円増加し671,051千円(前年同期比33,411.6%増)となりました。主な要因は、のれん償却額439,699千円及び減損損失223,303千円を計上したことによるものです。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高4,472,006千円(同19.8%増)、営業利益211,329千円(同19.7%減)、経常利益176,947千円(同16.9%減)、親会社株主に帰属する当期純損失504,840千円(前年同期は親会社株主に帰属する当期純利益182,848千円)となりました。

当社グループの経営に影響を与える大きな要因としては、「3 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

特に、当社グループの扱う廃棄物は、多くが建設現場から排出される建設系の産業廃棄物であるため、景気変動や不動産市況等によって建設業界や住宅建設業界の工事量の変動がある場合、あるいは需要減少等様々な要因によって同業者との価格競争に巻き込まれた場合には、経営成績に影響を与える可能性があります。また、当社グループ経営陣は現在の事業環境及び入手可能な情報に基づき最善の経営方針を立案するよう努めておりますが、ここ数年の世界的な資源の循環利用に関する注目度に鑑みますと、多方面からの業界参入が考えられ、当社グループを取り巻く事業環境はさらに厳しさを増すことが予想されます。

そのような中、当社グループは「素材再生企業として新しい産業を創出し、社会の持続的発展に寄与することを目指す」ことを経営理念として、枯渇性資源に依存しない事業構造を構築することによって、持続可能な社会の実現に貢献し、顧客や株主、取引先をはじめとする関係者の皆様との信頼関係を確立してまいります。

かかる問題意識のもと、当社グループの経営陣は、再生原料製造のための廃棄物の安定的確保、新規事業の推進及びリサイクル技術の向上、企業運営の人的財的基盤の強化を図り、「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載した具体的事業展開を実現していく所存であります。

セグメントごとの財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容は「(1) 経営成績等の状況の概要 財政状態及び経営成績の状況」に記載のとおりであります。

(素材ビジネス)

セグメント資産は、主にリサイクルナイロン製造関連資産の減損損失計上により、前連結会計年度末に比べ254,955千円減少の1,626,386千円となりました。

(資源ビジネス)

セグメント資産は、主に株式会社コネクションの子会社化により、前連結会計年度末に比べ1,191,697千円増加の2,389,901千円となりました。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

キャッシュ・フローの状況の分析につきましては「(1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

資本の財源及び資金の流動性については、次のとおりであります。

当社グループの事業活動における運転資金需要の主なものは当社グループの各事業における地代家賃、水道光熱費、支払処分費、外注費、一般管理費等があります。また、設備資金需要としては素材ビジネスにおける設備投資等があります。

当社グループは、事業運営上必要な流動性と資金の源泉を安定的に確保することを基本方針としております。短期運転資金は自己資金及び金融機関からの短期借入を基本としており、設備投資や長期運転資金の調達につきましては、金融機関からの長期借入を基本としております。

なお、当連結会計年度末における借入金、リース債務及び割賦未払金を含む有利子負債の残高は2,991,802千円となっており、当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は859,517千円となっております。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたりまして損益又は資産の状況に影響を与える見積りの判断は、一定の会計基準の範囲内において過去の実績やその時点での入手可能な情報に基づき合理的に行っておりますが、実際の結果はこれらの見積りとは異なる場合があります。

当社グループの連結財務諸表作成にあたり採用した会計方針は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等

(1) 連結財務諸表 注記事項 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載のとおりであります。

なお、連結財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものは以下のとおりです。

a. 棚卸資産の評価

当社は、棚卸資産については、回転期間及び滞留期間に応じた収益性の低下に基づく簿価切り下げ額の測定を行っております。将来、正味売却可能価額がさらに低下した場合または陳腐化資産が増加した場合、測定に基づき、追加の評価減が必要となる場合があります。

b. 繰延税金資産の回収可能性

当社グループは、繰延税金資産について、将来の利益計画に基づいた課税所得が十分に確保できることや、回収可能性があるかと判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じ減少した場合、繰延税金資産が減額され税金費用が計上される可能性があります。

c. 固定資産の減損処理

当社グループは、固定資産のうち減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。減損の兆候の把握、減損損失の認識及び測定にあたっては慎重に検討しておりますが、事業計画や市場環境の変化により、その見積り額の前提とした条件や仮定に変更が生じ減少した場合、減損処理が必要となる場合があります。

また、会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染拡大による影響については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (追加情報)」に記載しております。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

当社グループでは素材ビジネスにおいて、付加価値向上と製品用途の多様化を目的とした再生樹脂の高純度化及び、新規事業分野への進出を目的とした独自のリサイクル技術の開発に関する研究開発を行っております。

なお、研究開発費については、素材ビジネスを中心に当連結会計年度において22,871千円を計上しており、具体的な研究内容は以下のとおりです。

(1) 研究開発体制

社内における研究体制

研究開発活動に従事する専門部署として研究開発部を設置し、千葉県富津市のリファインパースイノベーションセンター及び千葉県船橋市に新たに立ち上げた研究開発施設にて研究を進めております。

社外との協力による研究開発体制

当社にて実施している研究開発に加えて社外の企業と連携することで研究開発から事業化に向けての機能を強化しております。当社で再資源化された様々な素材を実際のユーザーでもある企業に提供することで、品質面やコストの課題を明確にすることや素材の活用方法を共同で検討することなどにより、研究開発の成果としての事業化への実現可能性を高めるための協力体制を築いております。

(2) 主要な研究開発テーマと成果

素材化技術開発

複合素材製品を構成素材ごとに分離する技術開発を進めております。当社のこれまでのコア技術である機械的処理では省エネルギー・短プロセスの独自開発技術によりカーペットタイルの再資源化を低コストで処理することを可能としたことで事業が成長してまいりました。

また、素材の分離精度向上を目的として新たに化学的処理技術の研究開発を進めております。この新たな化学的処理技術により再資源化された素材が高純度化される事で、再生素材製品の高付加価値化が実現できるだけでなく、これまでリサイクルが困難であった廃棄物の再資源化が可能となり、当社の事業領域及び収益の拡大に寄与することとなります。

直近では、ナイロン樹脂の基となる使用済みの漁網・ロープなどの漁具類や複合素材の自動車用エアバッグを、低コストな機械的処理と化学的処理の組合せにより付加価値の高い素材として再資源化する事ができ、安定的かつ高品質な再生ナイロン樹脂「REAMIDE®」（リアミド）を量産化する事が可能となった結果、本技術を活用したライセンス供与による海外での事業展開が行われるようになりました。

また、新たな素材開発として鳥の羽根「フェザー」を原料とし、その主成分であるタンパク質「ケラチン」に特殊な加工を加えた新しいバイオ素材『ReFEZER』の開発を進めており、従来のニーズ型開発だけではなくシーズ型開発にも積極的に取り組んでおります。

このように、低コストな機械的処理と高付加価値な化学的処理の組合せにより、コスト競争力のある素材製造且つ新たな事業領域の拡大が可能となるため、今後も継続して素材化技術開発には積極的な研究開発を継続する予定です。

調合/成形技術開発

素材化技術によって構成素材ごとに分離された素材を、製品化するための調合及び成形技術開発を進めております。混合圧縮成形技術では様々な要求品質に応じて微粉体形状の各種原料を調合し、かつ低コストで混合圧縮成形することにより、鉄鋼メーカーで使用されている製鋼副資材の製造を実現いたしました。

また、ナイロン樹脂のコンパウンド技術についても日東化工社から継承した技術をベースに当社技術として着実に定着させたことで、継続して各種廃棄物から素材化されるナイロン樹脂を高付加価値化するための技術的基盤が構築されております。

これらの新たな技術開発は事業領域の拡大だけでなく既存事業の原価低減にも寄与いたします。以前カーペットタイル再資源化プロセスから産出される繊維部分は、生産数量の約半分は廃棄物燃料用原料として廉価で販売あるいは、当社グループが処分費用を払ってサーマルリサイクル処理委託もしくは最終処分場にて埋め立て処理しておりましたが、現在は、圧縮成形技術により製鋼副資材の原料として活用されるようになりました。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資の総額は1,567,181千円であり、セグメント別の設備投資の概要は以下のとおりであります。

(素材ビジネス)

素材ビジネスにおいて68,962千円の設備投資を実施しました。

主として一宮工場の生産強化に伴う機械装置27,391千円、リース資産17,100千円などを取得しております。

(資源ビジネス)

資源ビジネスにおいて1,455,969千円の設備投資を実施しました。

主として株式会社コネクションの株式取得にともなう固定資産の取得1,357,353千円、中間処理施設の強化に伴う建物55,205千円、トラック等のリース資産35,498千円などを取得しております。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備（無形固定資産を含む）は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

2023年6月30日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(千円)						従業員数 (人)	
			建物及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	工具、 器具及び 備品	土地 (面積㎡)	リース 資産	その他		合計
本社 (東京都千代田区)	全社(共通)	本社機能	11,233	23,854	4,068	-	-	-	39,156	21(-)
船橋ラボ (千葉県船橋市)	全社(共通)	研究開発	251	3,002	1,826	-	-	-	5,080	3(-)

(注) 1. 従業員数の()は、臨時雇用者数を外書きしております。

2. 上記の他、連結会社以外から賃借している設備の内容は、下記のとおりであります。

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	面積(㎡)	年間賃借料(千円)
船橋ラボ (千葉県船橋市)	全社(共通)	研究施設	45.50	2,128

(2) 国内子会社

2023年6月30日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(千円)						従業員数 (人)	
				建物 及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	工具、 器具及び 備品	土地 (面積㎡)	リース 資産	その他		合計
リファイン パース株式 会社	本社 (東京都千 代田区)	素材ビジネス 資源ビジネス	本社機能	845	-	777	-	-	4,437	6,060	29(-)
リファイン パース株式 会社	千葉工場 (千葉県八 千代市)	素材ビジネス	切削機・ 分級機・ 充填機	716	7,586	833	-	-	-	9,136	14(8)
リファイン パース株式 会社	RIVIC (千葉県富 津市)	素材ビジネス	粉碎機・ 分級機・ 充填機	456,218	92,634	190	-	9,375	829	559,248	10(1)
リファイン パース株式 会社	一宮工場 (愛知県一 宮市)	素材ビジネス	裁断機・脱 水機・乾燥 機・押出機	-	-	-	-	-	-	-	9(11)
株式会社 ジーエムエ ス	本社 (東京都千 代田区)	資源ビジネス	本社機能	-	0	0	-	-	7,847	7,847	38(1)
株式会社 ジーエムエ ス	TACS3 (東京都大 田区)	資源ビジネス	破碎機	8,714	32,473	5,232	-	3,316	-	49,737	21(-)
株式会社 ジーエムエ ス	リファイン 1 (東京都葛 飾区)	資源ビジネス	破碎機	8,378	29,087	1,658	102,100 (390.00)	58,399	-	199,623	13(-)
株式会社コ ネクション	本社 (東京都足 立区)	資源ビジネス	破碎機	289,919	54,722	2,373	422,917 (1,449.50)	86,729	1,488	858,149	25(-)
リファイン マテリアル 株式会社	本社及び RIVIC (千葉県富 津市)	素材ビジネス	粉碎機・分 級機・充填 機	12,444	67,903	93	-	-	4,584	85,025	9(6)

- (注) 1. 千葉工場において、現在休止中の設備が存在しております。
2. 従業員数の()は、臨時雇用者数を外書きしております。
3. 上記の金額には資産除去債務に対応する除去費用の資産計上額は含まれておりません。
4. 上記の他、連結会社以外から賃借している設備の内容は、下記のとおりであります。

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	土地面積(㎡)	年間賃借料(千円)
千葉工場 (千葉県八千代市)	素材ビジネス	土地及び建物	3,948.21	51,804
RIVIC (千葉県富津市)	素材ビジネス	土地	32,404.49	14,265
一宮工場 (愛知県一宮市)	素材ビジネス	土地及び建物	4,263.65	18,567

3【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの設備投資については、景気予測、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。設備計画は原則的に連結会社各社が個別に策定していますが、計画策定にあたってはグループ会議において提出会社を中心に調整をはかっております。

なお、重要な設備の除却等は該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	10,000,000
計	10,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (2023年6月30日)	提出日現在発行数(株) (2023年9月29日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	3,338,221	3,338,421	東京証券取引所 グロース市場	権利内容に何ら権 限のない当社にお ける標準となる株 式であり、単元株 式数は100株であ ります。
計	3,338,221	3,338,421	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、2023年9月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

第1回新株予約権

決議年月日	2021年1月22日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1
新株予約権の数(個)	4,800
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 48,000 (注)1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	500(注)2、5
新株予約権の行使期間	自 2021年7月1日 至 2024年2月7日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 500 資本組入額 250 (注)5
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を 受けなければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2023年6月30日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2023年8月31日)において、記載すべき内容が当該事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

当社が株主割当の方法により募集株式の発行を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める本新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整を行う。

2. 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。調整後の行使価額の適用時期は、(注)1の調整後の株式数の適用時期に準じるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が、()上記に定める行使価額(但し、上記に定める調整が既に行われている場合は調整後の金額を意味する。)を下回る1株あたりの払込金額での普通株式の発行又は処分(株式無償割当てを含む。以下に定義する潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。)、又は()上記に定める行使価額を下回る1株あたりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等(取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同じ。)の発行又は処分(無償割当てによる場合を含む。)を行うときは、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。なお、上記における「取得原因」とは、潜在株式等に基づき当社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当社の請求又は一定の事由を意味し、「取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味するものとし、以下同様とする。上記調整による調整後の行使価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日の翌日、それ以外の場合は普通株式又は潜在株式等の発行の効力発生日(会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日)の翌日以降に適用されるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記算式については下記の定めに従うものとする。

「既発行株式数」とは、調整後の行使価額が適用される日の前日における、当社の発行済普通株式総数及び発行済の潜在株式等の目的たる普通株式数を合計した数から、同日における当社の保有する自己株式(普通株式のみ)の数を控除した数を意味するものとする(但し当該調整事由によって当社の発行済普通株式数若しくは発行済の潜在株式等の目的たる普通株式数又は自己株式(普通株式のみ)の数が変動する場合、当該変動前の数を基準とする。)

当社が自己株式を処分することにより調整が行われる場合においては、「新発行株式数」は「処分する自己株式の数」と読み替えるものとする。

当社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合における「新発行株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株あたり払込金額」とは、目的となる普通株式1株あたりの取得価額を、それぞれ意味するものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は新株予約権を保有する者(以下「権利者」という。)について「当社が新株予約権を取得することができる事由」に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

権利者が1個又は複数の本新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して交付される株式数は整数でなければならない、1株未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。かかる端数等の切り捨てについて金銭による調整は行わない。

4. 当社が組織再編成行為を行う場合は、組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続きに応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社(いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。)の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。但し、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編成行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、「本新株予約権の目的である株式の種類及び数又は算定方法」に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
組織再編成行為の条件等を勘案の上、「本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、第(3)号に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
- (6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容
本新株予約権の内容に準じて、組織再編成行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。
- (7) 取締役会による譲渡承認について
新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- (8) 組織再編成行為の際の取扱い
本項に準じて決定する。
5. 2017年2月14日の取締役会決議により、2017年4月1日付で1株を2株に株式分割いたしました。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第2回新株予約権

決議年月日	2021年1月22日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 3 子会社従業員 57
新株予約権の数(個)	73
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 7,300 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	3,414(注)2
新株予約権の行使期間	自 2021年7月1日 至 2027年12月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,414 資本組入額 1,707
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2023年6月30日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2023年8月31日)において、記載すべき内容が当該事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注)1. 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

調整後の株式数 = 調整前の株式数 × 分割・併合の比率

当社が株主割当の方法により募集株式の発行を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める本新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整を行う。

2. 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。調整後の行使価額の適用時期は、(注)1の調整後の株式数の適用時期に準じるものとする。

調整後の行使価額 = 調整前の行使価額 × $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

当社が、(i)時価を下回る1株あたりの払込金額での普通株式の発行又は処分(株式無償割当てを含む。以下に定義する潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。)、又は(ii)時価を下回る1株あたりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等(取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同じ。)の発行又は処分(無償割当てによる場合を含む。)を行うときは、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。なお、上記における「取得原因」とは、潜在株式等に基づき当社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当社の請求又は一定の事由を意味し、「取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味するものとし、以下同様とする。

なお、「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

また、上記調整による調整後の行使価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日の翌日、それ以外の場合は普通株式又は潜在株式等の発行又は処分の効力発生日(会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日)の翌日以降に適用されるものとする。

$$\text{調整後の行使価額} = \text{調整前の行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行1株あたり払込金額} \times \text{新発行株式数}}{\text{新発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記算式については下記の定めに従うものとする。

「既発行株式数」とは、調整後の行使価額が適用される日の前日における、当社の発行済普通株式総数及び発行済の潜在株式等の目的たる普通株式数を合計した数から、同日における当社の保有する自己株式(普通株式のみ)の数を控除した数を意味するものとする(但し当該調整事由によって当社の発行済普通株式数若しくは発行済の潜在株式等の目的たる普通株式数又は自己株式(普通株式のみ)の数が変動する場合、当該変動前の数を基準とする。)

当社が自己株式を処分することにより調整が行われる場合においては、「新発行株式数」は「処分する自己株式の数」と読み替えるものとする。

当社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合における「新発行株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株あたり払込金額」とは、目的となる普通株式1株あたりの取得価額を、それぞれ意味するものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は新株予約権を保有する者(以下「権利者」という。)について「当社が本新株予約権を取得することができる事由」に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

権利者が1個又は複数の本新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して交付される株式数は整数でなければならず、1株未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。かかる端数等の切り捨てについて金銭による調整は行わない。

4. 当社が組織再編成行為を行う場合は、組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続きに応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社(いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。)の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。但し、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編成行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、「本新株予約権の目的である株式の種類及び数又は算定方法」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編成行為の条件等を勘案の上、「本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、第(3)号に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
- (6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容
本新株予約権の内容に準じて、組織再編成行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。
- (7) 譲渡制限について
新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会（取締役会非設置会社の場合は株主総会）の承認を要するものとする。
- (8) 組織再編成行為の際の取扱い
本項に準じて決定する。

第4回新株予約権

決議年月日	2021年1月22日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 11 当社子会社従業員 87
新株予約権の数（個）	317[315]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 31,700[31,500]（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,221（注）2
新株予約権の行使期間	自 2022年12月19日 至 2027年12月18日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,221 資本組入額 610
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4

当事業年度の末日（2023年6月30日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2023年8月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他事項については当該事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1. 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

当社が株主割当の方法により募集株式の発行を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める本新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整を行う。

2. 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。調整後の行使価額の適用時期は、(注)1の調整後の株式数の適用時期に準じるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が、()上記に定める行使価額（但し、上記に定める調整が既に行われている場合は調整後の金額を意味する。）を下回る1株あたりの払込金額での普通株式の発行又は処分（株式無償割当てを含む。以下に定義する潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。）、又は()上記に定める行使価額を下回る1株あたりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等（取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同じ。）の発行又は処分（無償割当てによる場合を含む。）を行うときは、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。なお、上記における「取得原因」とは、潜在株式等に基づき当社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当社の請求又は一定の事由を意味し、「取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味するものとし、以下同様とする。

上記調整による調整後の行使価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日の翌日、それ以外の場合は普通株式又は潜在株式等の発行の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）の翌日以降に適用されるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新発行前の1株あたりの時価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記算式については下記の定めに従うものとする。

「既発行株式数」とは、調整後の行使価額が適用される日の前日における、当社の発行済普通株式総数及び発行済の潜在株式等の目的たる普通株式数を合計した数から、同日における当社の保有する自己株式（普通株式のみ）の数を控除した数を意味するものとする（但し当該調整事由によって当社の発行済普通株式数若しくは発行済の潜在株式等の目的たる普通株式数又は自己株式（普通株式のみ）の数が変動する場合、当該変動前の数を基準とする。）。

当社が自己株式を処分することにより調整が行われる場合においては、「新発行株式数」は「処分する自己株式の数」と読み替えるものとする。

当社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合における「新発行株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株あたり払込金額」とは、目的となる普通株式1株あたりの取得価額を、それぞれ意味するものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は新株予約権を保有する者（以下「権利者」という。）について「当社が新株予約権を取得することができる事由」に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

権利者が1個又は複数の本新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して交付される株式数は整数でなければならず、1株未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。かかる端数等の切り捨てについて金銭による調整は行わない。

4. 当社が組織再編成行為を行う場合は、組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続きに応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。但し、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編成行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、「本新株予約権の目的である株式の種類及び数又は算定方法」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編成行為の条件等を勘案の上、「本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、第(3)号に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容

本新株予約権の内容に準じて、組織再編成行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。

(7) 取締役会による譲渡承認について

新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

(8) 組織再編成行為の際の取扱い

本項に準じて決定する。

第5回新株予約権

決議年月日	2022年9月16日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 3

新株予約権の数(個)	300
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 30,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,000(注)2
新株予約権の行使期間	自 2028年10月1日 至 2032年10月2日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,000 資本組入額 1,000
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2023年6月30日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2023年8月31日)において、記載すべき内容が当該事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注)1. 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、株式交付を行う場合、会社分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める本新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整を行う。

2. 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。調整後の行使価額の適用時期は、第2項第(1)号の調整後の株式数の適用時期に準じるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が、()時価を下回る1株あたりの払込金額での普通株式の発行又は処分(株式無償割当てを含む。以下に定義する潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、株式交付及び会社分割に伴うものを除く。)、又は(ii)時価を下回る1株あたりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等(取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同じ。)の発行又は処分(無償割当てによる場合を含む。)を行うときは、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。なお、上記における「取得原因」とは、潜在株式等に基づき当社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当社の請求又は一定の事由を意味し、「取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味するものとし、以下同様とする。

なお、本号において「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

また、上記調整による調整後の行使価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日の翌日、それ以外の場合は普通株式又は潜在株式等の発行又は処分の効力発生日(会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日)の翌日以降に適用されるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記算式については下記の定めに従うものとする。

「既発行株式数」とは、調整後の行使価額が適用される日の前日における、当社の発行済普通株式総数及び発行済の潜在株式等の目的たる普通株式数を合計した数から、同日における当社の保有する自己株式(普通株式のみ)の数を控除した数を意味するものとする(但し当該調整事由によって当社の発行済普通株式数若しくは発行済の潜在株式等の目的たる普通株式数又は自己株式(普通株式のみ)の数が変動する場合、当該変動前の数を基準とする。)

当社が自己株式を処分することにより調整が行われる場合においては、「新発行株式数」は「処分する自己株式の数」と読み替えるものとする。

当社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合における「新発行株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株あたり払込金額」とは、目的となる普通株式1株あたりの取得価額を、それぞれ意味するものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、2028年6月期の営業利益が850百万円を超過した場合に限り、本新株予約権を行使することができる。なお、上記における営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における営業利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。

本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について第7項に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

権利者が1個又は複数の本新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して交付される株式数は整数でなければならない、1株未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。かかる端数等の切り捨てについて金銭による調整は行わない。

4. 当社が組織再編行為を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続きに応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。但し、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

権利者が保有する本新株予約権の目的である株式数に組織再編行為の比率を乗じた数を目的である株式数とする新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、「本新株予約権の目的である株式の種類及び数又は算定方法」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案の上、「本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、第(3)号に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間に定める行使期間の末日までとする。

(6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容

本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。

(7) 譲渡制限について

新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会（取締役会非設置会社の場合は株主総会）の承認を要するものとする。

(8) 組織再編行為の際の取扱い

本項に準じて決定する。

第6回新株予約権

決議年月日	2022年9月16日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 13 当社子会社取締役 2 当社子会社従業員 33
新株予約権の数（個）	251
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 25,100（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	2,075（注）2
新株予約権の行使期間	自 2024年9月17日 至 2028年9月16日

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 2,075 資本組入額 1,037
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4

当事業年度の末日（2023年6月30日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2023年8月31日）において、記載すべき内容が当該事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- （注）1．当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める本新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整を行う。

- 2．当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。調整後の行使価額の適用時期は、（注）1の調整後の株式数の適用時期に準じるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が、（ ）時価を下回る1株あたりの払込金額での普通株式の発行又は処分（株式無償割当てを含む。以下に定義する潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、株式交付及び会社分割に伴うものを除く。）、又は(ii)時価を下回る1株あたりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等（取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同じ。）の発行又は処分（無償割当てによる場合を含む。）を行うときは、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。なお、上記における「取得原因」とは、潜在株式等に基づき当社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当社の請求又は一定の事由を意味し、「取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味するものとし、以下同様とする。

なお、本号において「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

また、上記調整による調整後の行使価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日の翌日、それ以外の場合は普通株式又は潜在株式等の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）の翌日以降に適用されるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記算式については下記の定めに従うものとする。

「既発行株式数」とは、調整後の行使価額が適用される日の前日における、当社の発行済普通株式総数及び発行済の潜在株式等の目的たる普通株式数を合計した数から、同日における当社の保有する自己株式（普通株式のみ）の数を控除した数を意味するものとする（但し当該調整事由によって当社の発行済普通株式数若しくは発行済の潜在株式等の目的たる普通株式数又は自己株式（普通株式のみ）の数が変動する場合、当該変動前の数を基準とする。）。

当社が自己株式を処分することにより調整が行われる場合においては、「新発行株式数」は「処分する自己株式の数」と読み替えるものとする。

当社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合における「新発行株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株あたり払込金額」とは、目的となる普通株式1株あたりの取得価額を、それぞれ意味するものとする。

- 3．新株予約権の行使の条件

本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について第7項に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

権利者が1個又は複数の本新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して交付される株式数は整数でなければならず、1株未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。かかる端数等の切り捨てについて金銭による調整は行わない。

4. 当社が組織再編行為を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続きに応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。但し、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

権利者が保有する本新株予約権の目的である株式数に組織再編行為の比率を乗じた数を目的である株式数とする新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、「本新株予約権の目的である株式の種類及び数又は算定方法」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案の上、「本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、第(3)号に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間に定める行使期間の末日までとする。

(6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容

本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。

(7) 譲渡制限について

新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会（取締役会非設置会社の場合は株主総会）の承認を要するものとする。

(8) 組織再編行為の際の取扱い

本項に準じて決定する。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
2021年7月2日(注)1	3,299,821	3,299,821	149,625	149,625	24,296	24,296
2021年7月2日～ 2022年6月30日(注)2	13,000	3,312,821	3,250	152,875	3,250	27,546
2022年7月1日～ 2023年6月30日(注)2	25,400	3,338,221	7,321	160,196	7,321	34,868

(注)1. 発行済株式総数並びに資本金および資本準備金の増加は、2021年7月2日に単独株式移転により当社が設立されたことによるものであります。

2. 新株予約権の行使による増加であります。

(5) 【所有者別状況】

2023年6月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100株)								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	3	22	29	20	3	1,922	1,999	-
所有株式数 (単元)	-	3,484	1,743	7,921	3,777	4	16,432	33,361	2,121
所有株式数の 割合(%)	-	10.4	5.2	23.7	11.3	0.0	49.3	100.0	-

(注) 自己株式37株は「単元未満株式の状況」に37株を含めて記載しております。

(6) 【大株主の状況】

2023年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
越智 晶	東京都港区	316,520	9.48
三菱ケミカル株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目1番1号	250,000	7.49
住友商事株式会社	東京都千代田区大手町二丁目3番2号	238,500	7.14
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	190,200	5.70
住江織物株式会社	大阪府大阪市中央区南船場三丁目11番20号	177,000	5.30
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	151,100	4.53
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB) (常任代理人 野村證券株式会 社)	1 ANGEL LANE, LONDON, EC4R 3AB, UNITED KINGDOM (東京都中央区日本橋1丁目13番1号)	147,700	4.42
越智 敏裕	愛媛県今治市	121,000	3.62
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL (常任代理人 ゴールドマン・ サックス証券株式会社)	PLUMTREE COURT, 25 SHOE LANE, LONDON EC4A 4AU, U.K. (東京都港区六本木6丁目10番1号)	110,132	3.30
越智源株式会社	愛媛県今治市南日吉町一丁目2番14号	95,000	2.85
計	-	1,797,152	53.84

(注) 1. 発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

2. 2023年4月6日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、三井住友DSアセットマネジメント株式会社が2023年3月31日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2023年6月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

大量保有者	三井住友DSアセットマネジメント株式会社
住所	東京都港区虎ノ門1丁目17番1号
保有株券等の数	株式 186,400株
株券等保有割合	5.58%

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2023年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	100	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 3,336,000	33,360	-
単元未満株式	普通株式 2,121	-	-
発行済株式総数	3,338,221	-	-
総株主の議決権	-	33,360	-

(注) 「単元未満株式」の株式数の欄に自己株式37株が含まれております。

【自己株式等】

2023年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社リファインパースグループ	東京都千代田区有楽町2丁目2番1号	100	-	100	0.00
計	-	100	-	100	0.00

(注) 当社は、上記の他、単元未満自己株式37株を保有しております。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
事業年度における取得自己株式	114	-
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 当期間における取得自己株式には、2023年9月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(-)	-	-	-	-
保有自己株式数	137	-	137	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、2023年9月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び売渡による株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つと位置づけておりますが、現在成長過程にあると考えていることから、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、今まで以上にコスト競争力を高め、市場ニーズにこたえる技術・製造開発体制を強化し、さらには事業拡大のため有効な投資を行うことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

このことから創業以来配当は実施しておらず、今後においても当面の間は、新規事業展開のための投資、既存事業の規模拡大のための必要運転資金として内部留保の充実を図る方針であります。将来的には、各事業年度の財政状態及び経営成績を勘案しながら株主への利益還元を検討していく方針であります。現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

なお、当社は現在は配当を行っておりませんが、将来的に配当を行う場合は中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を実施していく方針としております。

これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

なお、当社は、「取締役会の決議により、毎年12月31日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、公正かつ透明な企業活動を目指すことを経営の基本方針としております。この方針を実現するために、コーポレート・ガバナンスの重要性を十分認識し、経営の透明性・公正性、迅速な意思決定の維持・向上に努めております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は監査役設置会社であり、会社の機関は、経営方針等の重要事項に関する意思決定機関及び監督機関として取締役会を、監査機関として監査役会を設置しております。当社は、これらの法定の機関に加え、企業統治の強化及び意思決定の透明性と迅速化を図るために事業戦略会議を設置するほか、コンプライアンス委員会を設置しております。

a. 会社の機関の基本説明

イ. 取締役会

取締役会は、取締役6名で構成され、うち2名が社外取締役であります。取締役会は、毎月1回定期的に、さらに必要に応じて臨時に開催され経営に関する重要事項を審議・決定しております。また、社内取締役と異なる客観的視点を経営に活用するため、独立役員である社外取締役を置いております。

取締役会は、代表取締役社長 越智晶、常務取締役 加志村竜彦、取締役 瀧澤陵、取締役 松村順也、社外取締役 鮫島卓、社外取締役 小室陽一の6名で構成されており、代表取締役の越智晶が議長を務めております。なお、取締役の任期については1年としております。

ロ. 監査役会

監査役会は、監査役3名（うち常勤監査役1名、非常勤監査役2名）で構成され、うち3名が社外監査役であります。監査役会は、毎月1回定期的に、さらに必要に応じて臨時に開催しております。監査役は、取締役会に出席するとともに、重要な会議へ出席し、取締役の執行について適宜意見を述べております。また、重要な決裁書類の閲覧等を行っております。

監査役会は、常勤監査役（社外監査役） 垣本昌久、社外監査役 片岡敬三、社外監査役 丸吉龍一の3名で構成され、本有価証券報告書の提出日における議長は常勤監査役の垣本昌久が務めております。

ハ. 事業戦略会議

事業戦略会議は、本有価証券報告書の提出日時点では、代表取締役社長 越智晶、常務取締役 加志村竜彦、取締役 瀧澤陵、取締役 松村順也の社内取締役4名と常勤監査役 垣本昌久の1名、計5名で構成され、代表取締役の越智晶が議長を務めております。原則毎月1回、さらに必要に応じて臨時で開催され、業務執行の前提となる重要事項を審議し、取締役会に付議しております。

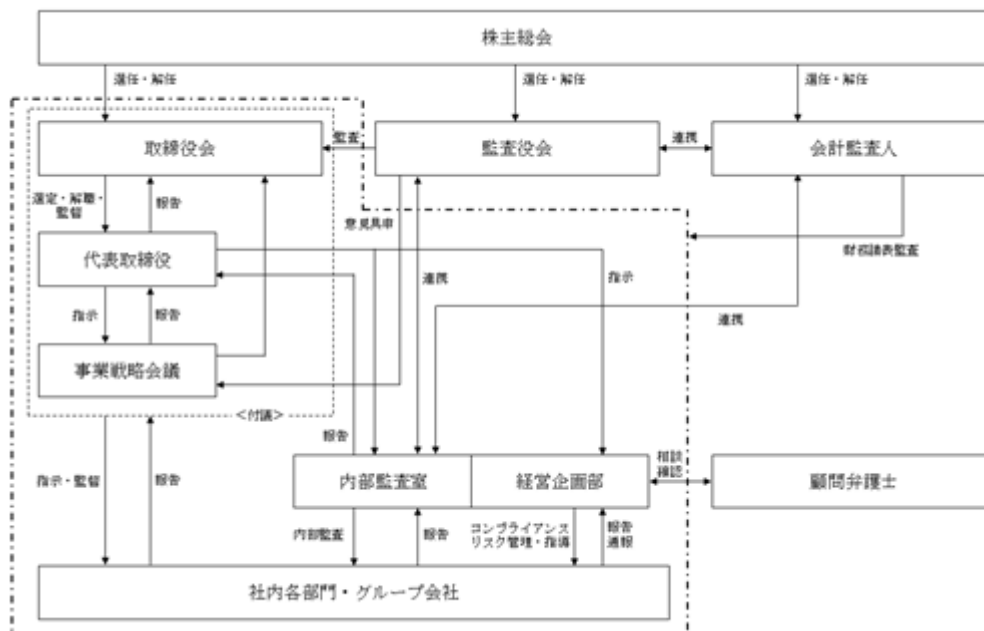
ニ. コンプライアンス委員会

当社は、コンプライアンス体制を強化することを目的として、「コンプライアンス委員会」を設置しております。当該委員会は、原則として月に1回開催し、取締役及び従業員に対するコンプライアンス意識の向上に向けた取り組みを行っております。また、内部通報窓口の設置を周知し、内在する問題の早期発見等に向けた取り組みを進めております。

ホ．内部監査室

当社は代表取締役直轄の部署として内部監査室を設置し、内部監査担当者1名が内部監査業務を執行しております。内部監査は各部署に対して年1回以上行えるように監査計画を組み、内部監査結果に関し代表取締役及び監査役へ適宜報告を行うなど、相互に連携をとり監査業務にあたっております。

b．会社の機関・内部統制の関係図



c．当該体制を採用する理由

当社は、独立性の確保された社外監査役2名（うち独立役員1名）からなる監査役会制度を採用しております。これにより取締役の業務志向の適法性に関する監督を行い、経営の健全性と透明性の維持・向上を図ることにより、適切なコーポレート・ガバナンスを構築できるものと考えております。

企業統治に関するその他の事項

a．内部統制システム整備の状況

内部統制につきましては、当社としては内部統制機能の充実を図り、社内のより高い企業倫理の確立に向けて努力しており、以下の項目について定められた、業務の適正を確保するための体制整備に関する基本方針を定めております。

業務の適正を確保するための体制

- イ 当社及び子会社の取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- 事業活動における法令、企業倫理、社内規程の遵守を確保するため、遵守すべき基本的な事項を「コンプライアンス規程」に定め、当社グループの役員及び従業員に周知徹底を図る。
 - コンプライアンス委員会を設置し、法令、定款、社内規程及び行動規範等、職務の執行にあたり遵守すべき具体的な事項についての浸透、定着を図り、コンプライアンス違反を未然に防止する体制を構築する。
 - 定期的に内部監査を実施し、それぞれの職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する。
 - 「内部通報規程」により、公益通報者保護法への対応を図り、通報窓口の活用を行いコンプライアンスに対する相談機能を強化する。

ロ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が「職務権限規程」に基づいて決裁した文書等、取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令及び「文書管理規程」に基づき、定められた期間保存するものとする。

- 八 当社及び子会社の損失の危険（以下「リスク」という。）の管理に関する規程その他の体制
- (a) 当社及び子会社から成る企業集団の経営に重大な影響を及ぼす様々なリスクに対して、リスクの大小や発生の可能性に応じ、事前に適切な対応策を準備する等により、リスクを最小限にするべく対応を行う。
 - (b) リスクの防止及び会社損失の最小化を図ることを目的として、「リスク管理規程」を定め、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を長とする対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。
- 二 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (a) 毎月1回取締役会を開催し、取締役と監査役が出席し重要事項の決定並びに審議・意見の交換を行い、各取締役は連携して業務執行の状況を監督する。
 - (b) 環境変化に対応した当社グループ全体の将来ビジョンと目標を定めるため、連結ベースの中期経営計画及び単年度予算を策定する。連結経営計画及び連結年度予算を達成するため、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」により、取締役、従業員の責任を明確にし、業務の効率化を徹底する。
- ホ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (a) 「関係会社管理規程」に基づき、子会社及び関連会社に対する適切な経営管理を行うものとする。
 - (b) 連結対象子会社に対しては、定期的に当社内部監査担当より内部監査を実施するとともに、当社監査役が必要に応じて監査を行い、業務の適正を確保する体制を整備する。
- へ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- (a) 当社企業グループの財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある法令に基づき、評価、維持、改善等を行う。
 - (b) 当社及び子会社は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の適正性の確保に努める。
- ト 監査役を補助する従業員に関する体制と当該従業員の取締役からの独立性に関する事項及び当該従業員に対する指示の実効性確保に関する事項
- (a) 監査役から職務を補助すべき従業員を置くことを求められた場合は、適切な人材を配置するものとし、配置にあたっての具体的な内容（組織、人数、その他）については相談し、検討する。
 - (b) 前号の従業員に対する指揮命令権限は、監査役に帰属する。また当該従業員の人事異動及び考課については、事前に常勤監査役に報告を行い、同意を得ることとする。
- チ 当社及び子会社の取締役及び従業員、又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制
- (a) 監査役は、当社取締役会等の重要な会議に出席し、取締役及び従業員から重要事項に係る報告を受ける。また子会社を管掌する取締役・従業員からも適宜重要事項に係る報告を受ける。
 - (b) 監査役は、当社並びに子会社の主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて担当する取締役又は従業員等にその説明を求める。
 - (c) 当社取締役及び従業員並びに子会社の取締役及び従業員は、監査役に対して、当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実等を直接報告することができる。
 - (d) 子会社統括部署は、子会社の役職員から報告された、当該子会社に損害を及ぼすおそれがある事実等について、監査役に報告する。
- リ 上記チの報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制
- (a) 上記チの報告をした者に対し当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わない。
- ヌ 監査役を補助する従業員に関する体制と当該従業員の取締役からの独立性に関する事項及び当該従業員に対する指示の実効性確保に関する事項
- (a) 監査役は、職務の執行に必要な費用について請求することができ、当社は当該請求に基づき必要な支払いを行う。

ル その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (a) 代表取締役社長と監査役は、相互の意思疎通を図るため、定期的な会合をもつこととする。
- (b) 監査役は、内部監査担当者と連携し、監査の実効性を確保する。
- (c) 監査役は、会計監査人との間で適宜意見交換を行う。
- (d) 監査役は毎月の監査役会を通じて監査の実効性や改善すべき事項について継続的に検討することとする。

ヲ 反社会的勢力を排除するための体制

- (a) 当社及び子会社は、「コンプライアンス規程」第5条（遵守事項）に基づき、反社会的勢力との関係遮断に取組むこととする。
- (b) 警察当局や暴力団追放運動推進都民センター、顧問弁護士等の外部専門機関とも十分に連携し、情報の共有化を図り、反社会的勢力を排除する体制を整備する。

b. リスク管理体制の整備の状況

当社は、損失の危機（リスク）について、経営に影響を及ぼす恐れのある経営リスク・事業リスク等を総合的に認識し、評価する体制を整備するとともに、リスク管理に関する社内規程及びリスク管理体制を体系的に制定しております。また、リスク管理体制は、経営に影響を及ぼす不測の事態が発生した場合に対応できる体制を整備しており、取締役会及び経営会議での意思決定体制及び内部監査、監査役監査、会計監査人監査等のチェック体制を厳格、適切に運用することにより、リスクを未然に防止することが可能であると考えております。

また、会計監査人との間では、会社法監査及び金融商品取引法監査について監査契約を締結し、監査人は公正不偏の立場で監査を実施しております。また、顧問弁護士には、法律上の判断が必要な場合に随時、相談・確認するなど経営に法律面のコントロール機能が働くようにしております。

c. 子会社の業務の適正を確保するための体制の整備状況

当社は、子会社の業務の適正を確保するため、関係会社管理規程を制定するとともに、当社の取締役を子会社の代表取締役として任命しており、当社取締役会においてその職務の執行に関して必要に応じて報告する体制となっております。

また、子会社から毎月の業況を当社取締役会に報告させ、計画の進捗管理を行っているほか、当社監査役及び内部監査担当者は、子会社の重要な業務運営について、法令及び定款に適合しているか、監査を実施し、その結果を当社社長に報告することとなっております。

取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役との間において、法令に定める要件について該当する場合には、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令で定める限度額の範囲としております。

役員等賠償責任保険契約について

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。当該保険契約には免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととされております。

取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役選任の決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款に定めております。

取締役会で決議できる株主総会決議事項

- a. 当社は、剰余金の配当（中間配当）について、法令の別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨を定款に定めております。これは、剰余金の配当（中間配当）を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。
- b. 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。
- c. 当社は、取締役及び監査役の実任免除について、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役がその期待される役割を十分に発揮できることを目的とするものであります。

株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性9名 女性 - 名（役員のうち女性の比率 - %）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	越智 晶	1970年12月21日	1993年4月 株式会社ノエビア入社 2000年4月 株式会社大前・ビジネス・ ディベロップメント入社 2002年5月 株式会社御美商（現株式会社 ジーエムエス）取締役（非常 勤） 2003年5月 同社 取締役副社長 2003年12月 リファインパース株式会社設 立 代表取締役社長（現任） 2006年9月 インパースプロダクツ株式会 社（現株式会社ジーエムエ ス） 取締役 2008年9月 同社 代表取締役社長 2012年9月 株式会社御美商（現株式会社 ジーエムエス）代表取締役社 長 2013年5月 建設廃棄物協同組合 監事 2014年9月 株式会社ジーエムエス 取締 役会長 2016年9月 同社 取締役 2017年5月 リファインマテリアル株式会 社 取締役 2019年11月 同社 代表取締役社長（現 任） 2021年7月 当社 代表取締役社長（現 任）	(注) 3	316,520
常務取締役	加志村 竜彦	1974年1月14日	1996年4月 三菱化学株式会社（現三菱ケ ミカル株式会社） 入社 2004年8月 リファインパース株式会社入 社 2006年8月 住友化学株式会社 入社 2014年4月 リファインパース株式会社入 社 事業開発部長 2014年9月 同社 取締役 事業開発部長 2014年9月 株式会社ジーエムエス 取締 役 2019年9月 リファインパース株式会社 常務取締役 事業開発部長 2021年7月 当社 常務取締役 事業開発 部長（現任） 2021年7月 リファインパース株式会社 常務取締役（現任）	(注) 3	1,500

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	瀧澤 陵	1979年10月12日	2001年9月 株式会社御美商（現株式会社ジーエムエス）入社 2006年6月 同社 運行管理部部長 2010年4月 同社 営業部部長兼運行管理部部長 2010年9月 同社 取締役 2014年9月 リファインパース株式会社 取締役 2014年9月 株式会社ジーエムエス 代表取締役社長 2019年7月 同社 取締役（現任） 2019年7月 リファインパース株式会社 取締役 人事総務部長 2020年7月 同社 取締役 人事部長 2021年7月 当社 取締役 人事・総務部長 2022年7月 当社 取締役 人事部長（現任） 2022年7月 リファインパース株式会社 資源ビジネス部長（現任） 2022年7月 株式会社コネクション 取締役（現任）	(注)3	10,000
取締役	松村 順也	1979年9月28日	2005年4月 リファインパース株式会社入社 2013年12月 同社 開発部開発課長兼製造部次長 2014年9月 同社 取締役 研究開発部長 2017年5月 リファインマテリアル株式会社 代表取締役社長 2019年7月 同社 取締役（現任） 2019年7月 リファインパース株式会社 取締役 事業開発部 研究開発部長 2021年7月 当社 取締役 事業開発部 研究開発部長（現任） 2021年7月 リファインパース株式会社 取締役 ソリューション事業部長 2022年7月 同社 取締役 ソリューション部長（現任）	(注)3	1,000
取締役	鮫島 卓	1957年1月4日	1981年4月 東京リース株式会社入社 1991年1月 国際ファイナンス株式会社（現AGキャピタル株式会社）入社 2004年9月 リファインパース株式会社 社外取締役 2008年6月 ニュー・フロンティア・パートナーズ株式会社（現AGキャピタル株式会社）代表取締役社長 2021年7月 当社 社外取締役（現任） 2022年4月 AGキャピタル株式会社 会長（現任）	(注)3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	小室 陽一	1969年12月24日	1992年4月 住江織物株式会社入社 2002年6月 株式会社スミノ工出向 2018年7月 同社 開発部 東日本開発部 次長 2020年2月 同社 開発部 東日本開発部 部長(現任) 2023年9月 当社 社外取締役(現任)	(注)3	-
監査役 (常勤)	垣本 昌久	1961年3月25日	1984年4月 三菱化成工業株式会社(現三 菱ケミカル株式会社)入社 1990年12月 IMD経営大学院(スイス・ ローザンヌ)にてMBA取得 2002年7月 三菱化学ポリエステルフィル ム株式会社 CEOオフィス室 長 2007年4月 米国三菱化学ポリエステル フィルム 副社長 2011年4月 三菱樹脂株式会社(現三菱ケ ミカル株式会社)電子・産業 フィルム事業部長 2016年4月 同社 取締役執行役員 高機 能フィルム所管 2017年4月 三菱ケミカル株式会社 常務 執行役員 高機能フィルム部 門長 2018年4月 同社 常務執行役員 研究開 発・知的財産部門所管 兼 横浜研究所長 2021年4月 同社 常務執行役員 イノ ベーション所管 2022年4月 株式会社三菱ケミカルホール ディングス 経営企画部長 2023年4月 当社 特別顧問 2023年4月 ユニバーサル マテリアル ズ インキュベーター株式会 社 エグゼクティブアドバイ ザー(現任) 2023年4月 桐蔭横浜大学 客員教授(現 任) 2023年9月 当社 常勤社外監査役(現 任)	(注)4	-
監査役 (非常勤)	片岡 敬三	1943年3月24日	1994年3月 有限会社マーキュリー 代表 取締役 2000年7月 株式会社大前・アンド・アソ シエーツ 取締役 2000年8月 株式会社大前・ビジネス・ ディベロップメント 監査役 2000年10月 有限会社有機市場 監査役 2001年5月 株式会社大前・ビジネス・ ディベロップメント CFO 2004年6月 ケンコーコム株式会社 社外 監査役 2005年2月 有限会社カスタネットクラ ブ 取締役 2005年6月 株式会社ホスピタルマネジメ ント研究所 監査役(現任) 2006年1月 リアルコム株式会社 社外監 査役 2007年6月 日本調剤株式会社 社外監査 役 2007年6月 ケンコーコム株式会社 取締 役 2011年6月 同社 常勤監査役 2014年9月 リファインパース株式会社 社外監査役 2015年6月 株式会社ウォーターダイレク ト 監査役 2016年5月 有限会社マーキュリー 取締 役 2021年7月 当社 社外監査役(現任)	(注)4	750

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役 (非常勤)	丸吉 龍一	1976年6月3日	2002年10月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ)入所 2006年5月 公認会計士登録 2010年2月 公認会計士丸吉龍一事務所開設 代表(現任) 2011年8月 税理士登録 2012年2月 ライブラ税理士法人設立 代表(現任) 2014年9月 リファインパース株式会社 社外監査役 2021年7月 当社社外監査役(現任)	(注)4	-
計					329,770

- (注) 1. 取締役鮫島卓及び小室陽一は、社外取締役であります。
2. 監査役垣本昌久、片岡敬三及び丸吉龍一は、社外監査役であります。
3. 取締役の任期は2024年6月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 監査役の任期は2025年6月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
5. 所有株式数については、2023年6月30日現在の株主名簿に基づく記載としております。

社外役員の状況

a. 社外取締役の状況

当社では、社外取締役2名を選任しております。

社外取締役鮫島卓は、当社との間に、人的関係、資本的关系又は取引関係その他利害関係はありません。同氏は、AGキャピタル株式会社の会長であります。経営者として経験を有しており、内部統制やコンプライアンスに関する的確な助言及び意見が期待されることから選任しております。また、当社との利害関係がなく東京証券取引所の定める独立性の基準を充足しており、一般株主との利益相反が生じる恐れがないことから、独立役員として東京証券取引所へ届出をしております。

社外取締役小室陽一と当社との間に、人的関係、資本的关系又は取引関係その他利害関係はありません。同氏が所属する住江織物株式会社は当社の株式を保有しており、また、株式会社スミノエはその住江織物株式会社の子会社で、当社からの製品購入等の取引がありますが、同氏と当社が直接利害関係を有するものではありません。同氏は、大手企業の製品製造の開発に関し豊富な経験を有し、当社の製造業務に関する的確な助言及び意見が期待されることから選任しております。

当社は、経営の意思決定機能を持つ取締役会に対し、社外取締役を選任することで経営への監視機能を強化しております。当社の意思決定に対して、幅広い視野を持った有識者に第三者の立場から適時適切なアドバイスを受けております。

b. 社外監査役の状況

当社では、社外監査役3名を選任しております。

社外監査役垣本昌久は、当社との間に、人的関係、資本的关系又は取引関係その他利害関係はありません。同氏は、ユニバーサルマテリアルズインキュベーター株式会社のエグゼクティブアドバイザー及び桐蔭横浜大学客員教授を兼任しております。当社は、同社との人的関係、資本的关系その他の利害関係はありません。同氏がこれまで培ってきた企業経営における豊かな経験と高い見識により当社監査体制の強化が図れることを期待して選任しております。

社外監査役片岡敬三は、当社との間に、人的関係、資本的关系又は取引関係その他利害関係はありません。同氏は、株式会社ホスピタルマネジメント研究所監査役を兼任しております。当社は、同社との人的関係、資本的关系その他の利害関係はありません。同氏がこれまで培ってきた監査役としての経験により当社監査体制の強化が図れることを期待して選任しております。

社外監査役丸吉龍一は、当社との間に、人的関係、資本的关系又は取引関係その他利害関係はありません。同氏は、公認会計士及び税理士として、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するため選任しております。また、当社との利害関係がなく東京証券取引所の定める独立性の基準を充足しており、一般株主との利益相反が生じる恐れがないことから、独立役員として東京証券取引所へ届出をしております。

社外監査役が企業統治において果たす機能及び役割としては、取締役から独立性のある立場に立ち、業務執行に対する監査機能とコーポレート・ガバナンスを健全に機能させることであるとと考えております。

社外監査役による監督と内部監査及び会計監査人との相互連携及び内部統制部門との関係については、会計監査人、内部監査室とは定期的な意見交換を行うことで緊密な連携を保ち、重ねて調査する必要のある事項、迅速に対処すべき事項等を見極め、合理的な監査を行うように努めております。さらに、内部統制を行う部門には監督・監査を行う立場から業務に対する助言・指導等を行い、かつ、必要に応じ意見交換を行っております。

c. 社外役員を選任するための独立性に関する基準並びに社外役員を選任状況に関する当社の考え方

当社では、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は社外役員を選任方針は定めておりませんが、独立性については、東京証券取引所の独立役員に関する判断基準を参考にしております。また、社外取締役及び社外監査役は、企業経営者、法曹界出身者、弁護士や会計士など、高い独立性及び専門的な知見に基づき、客観的かつ適切な監視、監督といった期待される機能及び役割を十分に果たせる人材を選任しており、当社の企業統治の有効性に大きく寄与しているものと考えております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

当社の監査役は、監査役会で策定された監査方針及び監査計画に基づき、取締役会をはじめとする重要な会議へ出席するとともに、業務執行及び財産の状況の調査を通じて、取締役の職務執行を検証、監視しております。監査役会の活動状況は、「(1) a. 会社の機関の基本説明」に記載のとおりであります。

常勤監査役の活動内容としては、業務監査の一環として、取締役会及び重要な社内会議への出席、棚卸への立ち会いのほか、決裁済みの稟議書全件に目を通し、社内の決裁手続きに瑕疵や不備がないかなどをチェックし、必要に応じて関係者への聴取を行うなど、精力的かつ能動的に活動しております。

また、内部統制システムの有効性を高めるために、内部監査室及び会計監査人と定期的に打合せを行い、監査状況などについて情報交換を行うなど、連携を図っております。

なお、社外監査役丸吉龍一氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

当事業年度においてリファインパースグループは監査役会を12回開催しており、常勤監査役小林孝実氏及び社外監査役片岡敬三氏は開催回数12回のすべてに出席しており、社外監査役丸吉龍一氏は開催回数12回中11回出席しております。なお、常勤監査役小林孝実氏は2023年6月期定時株主総会終結の時をもって退任しました。

内部監査の状況

当社は代表取締役直轄の部署として内部監査室を設置し、内部監査担当者1名が内部監査業務を執り行っております。内部監査は各部署に対して年1回以上行えるように監査計画を組み、内部監査結果に関し代表取締役及び監査役へ適宜報告を行うなど、相互に連携をとり監査業務にあたっております。

内部監査担当者、監査役及び会計監査人との間で、必要に応じて意見交換等を行うなど連携をとり、監査の実効性の向上を図っております。

会計監査の状況

a. 監査法人の状況

應和監査法人

b. 継続監査期間

4年

なお、リファインパースグループは2022年7月2日設立のため、監査期間は2年弱となりますが、上記期間はリファインパースにおける監査期間を含んだ期間を記載しております。

c. 業務を執行した公認会計士

澤田昌輝氏及び堀友善氏

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士4名、試験合格者2名、その他3名により構成されております。

e. 監査法人の選定方針と理由

監査法人の選定方針は、特に定めておりませんが、監査法人に必要とされる独立性、専門性並びに当社の事業規模に適した監査及び監査費用の相当性等を総合的に勘案し、選任しております。

なお、会計監査人の解任又は不再任の決定方針として、当社の監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、日本監査役協会が制定する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」等を参考に、監査役等とのコミュニケーション、経営者等との関係、監査法人の品質管理等の評価基準に基づき、監査法人の評価を行っております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	30,000	-	33,000	-
連結子会社	-	-	-	-
計	30,000	-	33,000	-

(注) 上記以外に、当連結会計年度において前連結会計年度に係る追加報酬が4,470千円あります。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(a.を除く)

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	-	-	-	-
連結子会社	-	-	-	-
計	-	-	-	-

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

監査報酬の決定方針は、特に定めておりませんが、当社の監査公認会計士等に対する監査報酬は、監査日数、事業の規模・特性等を勘案した監査公認会計士等の見積りに基づき、精査を行い決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等に対して、当社の監査役会が会社法第399条第1項の同意をした理由は、会計監査人より提示された監査計画の妥当性及び適切性等を確認し、監査時間及び報酬単価といった算出根拠や算定内容を精査した結果、当該報酬は相当、妥当なものであると判断したためであります。

(4) 【役員の報酬等】

役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する具体的な方針は定めておりませんが、役員の報酬等は、固定報酬、ストック・オプション報酬としております。固定報酬は、取締役及び監査役を対象として、優秀な人材を確保、維持できる水準を勘案した定額報酬としております。

当社の役員の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2022年9月28日であり、決議の内容は、取締役の報酬限度額については、年額500百万円の範囲内、また、監査役の報酬限度額は、年額50百万円の範囲内としております。

当社の取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は代表取締役であり、取締役の報酬については、個別の責任範囲や会社に対する貢献度等を総合的に勘案し、監査役会に事前協議したうえで決定しております。また、監査役の報酬については、常勤又は非常勤の別、業務分担の状況等を考慮し、監査役会で協議のうえ決定しております。

提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる役員 の員数 (名)
		固定報酬	ストックオプション	賞与	
取締役 (社外取締役を除く。)	70,800	70,800	-	-	5
監査役 (社外監査役を除く。)	3,600	3,600	-	-	1
社外役員	3,600	3,600	-	-	3

(注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 取締役の報酬限度額は、2022年9月28日開催の定時株主総会において、年額5億円以内(但し、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。当該決議時に対象とされていた取締役の員数は、7名(社外取締役含む)であります。
3. 監査役の報酬限度額は、2022年9月28日開催の定時株主総会において、年額5千万円以内と決議いただいております。当該決議時に対象とされていた監査役の員数は、3名(社外監査役含む)であります。
4. 取締役の員数は7名ですが、無支給者が2名いる一方、子会社取締役に対する支給者が1名いるため支給員数と相違しております。

提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額

当社では、報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、投資株式について、もっぱら株式の価値の変動又は配当の受領によって利益を得ることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式、それ以外の株式を純投資目的以外の目的である投資株式(政策保有株式)に区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

当社および連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額(投資株式計上額)が最も大きい会社(最大保有会社)であるリファインパース株式会社については以下のとおりであります。

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	1	0	1	0

区分	当事業年度		
	受取配当金の 合計額(千円)	売却損益の 合計額(千円)	評価損益の 合計額(千円)
非上場株式	-	-	-

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2022年7月1日から2023年6月30日まで）の連結財務諸表及び事業年度（2022年7月1日から2023年6月30日まで）の財務諸表について、應和監査法人による監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等に的確に対応することができる体制を整備するため、監査法人等の行う研修・セミナー等に参加して、各種情報を取得しております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2022年6月30日)	当連結会計年度 (2023年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,934,956	1,872,955
受取手形	7,383	2,927
電子記録債権	12,555	8,545
売掛金	500,383	518,474
商品及び製品	145,459	163,359
仕掛品	6,384	30,905
原材料及び貯蔵品	42,110	44,466
前払費用	25,154	27,641
未収還付法人税等	17,008	7,217
その他	5,209	3,785
貸倒引当金	1,628	3,282
流動資産合計	1,694,977	1,676,994
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	1,295,324	1,267,349
機械装置及び運搬具	1,227,296	1,238,489
工具、器具及び備品	299,540	111,159
土地	110,210	152,010
リース資産	245,482	459,829
建設仮勘定	14,545	4,584
減価償却累計額	1,262,036	1,697,065
有形固定資産合計	1,378,254	1,904,447
無形固定資産		
投資その他の資産	19,087	15,092
投資有価証券	20,000	20,000
繰延税金資産	16,220	51,413
敷金及び保証金	138,197	123,002
その他	6,409	20,001
貸倒引当金	24,521	27,888
投資その他の資産合計	156,305	186,529
固定資産合計	1,553,647	2,106,068
繰延資産		
開業費	3,936	-
繰延資産合計	3,936	-
資産合計	3,252,562	3,783,063

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2022年6月30日)	当連結会計年度 (2023年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	108,328	122,297
短期借入金	-	100,000
1年内返済予定の長期借入金	1,400,482	1,481,980
リース債務	44,057	71,316
未払金	179,623	162,445
未払費用	80,637	93,388
未払法人税等	43,982	62,898
未払消費税等	42,987	48,521
賞与引当金	-	3,868
受注損失引当金	-	13,224
その他	3,111,155	3,911,110
流動負債合計	911,254	1,169,051
固定負債		
長期借入金	1,153,864	1,204,074
リース債務	64,660	134,431
繰延税金負債	3,655	8,599
資産除去債務	155,735	156,653
その他	11,333	10,551
固定負債合計	1,771,249	2,514,309
負債合計	2,682,503	3,683,360
純資産の部		
株主資本		
資本金	152,875	160,196
資本剰余金	193,758	201,080
利益剰余金	199,036	305,804
自己株式	37	251
株主資本合計	545,632	55,220
新株予約権	24,425	44,481
純資産合計	570,058	99,702
負債純資産合計	3,252,562	3,783,063

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)	当連結会計年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)
売上高	1 3,732,902	1 4,472,006
売上原価	2 2,608,033	2 3,105,110
売上総利益	1,124,869	1,366,895
販売費及び一般管理費	3, 4 861,826	3, 4 1,155,565
営業利益	263,043	211,329
営業外収益		
受取利息	2	29
受取配当金	8	11
企業誘致奨励金	7,711	-
助成金収入	2,842	3,450
受取賃貸料	3,112	2,259
その他	638	5,165
営業外収益合計	14,315	10,916
営業外費用		
支払利息	19,365	28,438
減価償却費	11,268	9,915
開業費償却	18,046	3,936
雑損失	13,142	359
その他	2,642	2,647
営業外費用合計	64,467	45,298
経常利益	212,892	176,947
特別利益		
固定資産売却益	5 7,554	5 15,534
新株予約権戻入益	751	928
リース解約益	951	-
特別利益合計	9,257	16,463
特別損失		
固定資産除却損	7 0	7 6,838
固定資産売却損	6 2,002	6 0
減損損失	-	8 223,303
のれん償却額	-	8 439,699
その他	-	1,208
特別損失合計	2,002	671,051
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	220,147	477,639
法人税、住民税及び事業税	41,296	75,409
法人税等調整額	3,997	48,208
法人税等合計	37,299	27,201
当期純利益又は当期純損失()	182,848	504,840
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失()	182,848	504,840

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)	当連結会計年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)
当期純利益又は当期純損失()	182,848	504,840
包括利益	182,848	504,840
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	182,848	504,840
非支配株主に係る包括利益	-	-

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2021年7月1日 至 2022年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本					新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	149,625	190,508	16,188	-	356,321	14,200	370,522
当期変動額							
親会社株主に帰属する当期純利益			182,848		182,848		182,848
新株の発行（新株予約権の行使）	3,250	3,250			6,500		6,500
自己株式の取得				37	37		37
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					-	10,225	10,225
当期変動額合計	3,250	3,250	182,848	37	189,310	10,225	199,536
当期末残高	152,875	193,758	199,036	37	545,632	24,425	570,058

当連結会計年度（自 2022年7月1日 至 2023年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本					新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	152,875	193,758	199,036	37	545,632	24,425	570,058
当期変動額							
親会社株主に帰属する当期純損失（ ）			504,840		504,840		504,840
新株の発行（新株予約権の行使）	7,321	7,321			14,643	934	13,709
自己株式の取得				214	214		214
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					-	20,989	20,989
当期変動額合計	7,321	7,321	504,840	214	490,411	20,055	470,356
当期末残高	160,196	201,080	305,804	251	55,220	44,481	99,702

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)	当連結会計年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	220,147	477,639
減価償却費	228,529	288,703
のれん償却額	-	488,554
リース解約益	951	-
減損損失	-	223,303
貸倒引当金の増減額(は減少)	568	4,223
受取利息及び受取配当金	10	40
支払利息	19,365	28,438
固定資産除売却損益(は益)	5,552	8,696
売上債権の増減額(は増加)	115,458	106,119
棚卸資産の増減額(は増加)	35,484	40,528
仕入債務の増減額(は減少)	47,988	49,795
新株予約権戻入益	-	928
未払金の増減額(は減少)	14,769	44,438
未払消費税等の増減額(は減少)	295	2,566
未収消費税等の増減額(は増加)	1,589	-
その他	40,965	102,813
小計	486,003	617,523
利息及び配当金の受取額	10	40
利息の支払額	18,772	31,616
法人税等の支払額	22,945	71,840
法人税等の還付額	32,165	16,854
営業活動によるキャッシュ・フロー	476,461	530,961
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	12,000	27,000
定期預金の払戻による収入	36,000	36,000
有形固定資産の取得による支出	102,430	125,951
有形固定資産の売却による収入	39,652	20,479
無形固定資産の取得による支出	5,770	2,220
敷金及び保証金の差入による支出	48,195	573
敷金及び保証金の回収による収入	21	-
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	-	3 286,549
差入保証金の回収による収入	-	16,351
保険積立金の解約による収入	-	51,772
その他	50	8
投資活動によるキャッシュ・フロー	92,772	317,699
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	-	50,000
短期借入金の返済による支出	-	50,000
長期借入れによる収入	500,000	420,000
長期借入金の返済による支出	380,952	577,855
新株予約権の発行による収入	-	240
新株予約権の行使による株式の発行による収入	6,500	13,709
リース債務の返済による支出	69,348	88,036
自己株式の取得による支出	37	-
割賦債務の返済による支出	15,824	34,107
その他	-	214
財務活動によるキャッシュ・フロー	40,336	266,263
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	424,025	53,001
現金及び現金同等物の期首残高	488,493	912,518
現金及び現金同等物の期末残高	1 912,518	1 859,517

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 4社

連結子会社の名称

リファインバース株式会社

株式会社ジーエムエス

リファインマテリアル株式会社

株式会社コネクション

なお、当連結会計年度から株式の取得により株式会社コネクションを連結の範囲に含めております。

(2) 非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等

当社及び連結子会社は、移動平均法による原価法を採用しております。

ロ 棚卸資産

当社及び連結子会社は、総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産（リース資産を除く）

主として定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3～31年

機械装置及び運搬具 2～17年

工具、器具及び備品 2～15年

ロ 無形固定資産（リース資産を除く）

主として定額法によっております。

なお、自社利用分のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

ハ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な繰延資産の処理方法

イ 株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

ロ 開業費

開業時から、5年間にわたり均等償却しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額を計上しております。

受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、受注契約に係る損失見込額を計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

製品販売

主に使用済みカーペットタイルを当社独自技術により再生処理を行い合成樹脂製品の製造及び販売並びに製造工程の最終段階で粉砕した繊維層を比重分離した繊維部分にて、生石灰等の無機物と一定割合で調合した製鉄製鋼副資材の製造及び販売並びに使用済みの漁網やエアバッグの工場端材を加工したりサイクルナイロン製品の製造及び販売を行っております。このような製品の販売については、製品を引渡した時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得することから履行義務が充足されると判断しており、当該製品をそれぞれ引渡した時点で収益認識をしております。

なお、製品の国内販売において出荷時から当該製品の支払が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

ライセンス販売

主に当社の知的財産に関するノウハウを基に、ライセンスやりサイクルプラントを販売することで収入が生じております。顧客への引渡しまたは顧客が検収した時点で顧客が当該サービスに対する支配を獲得することから履行義務が充足されると判断しており、当該時点で収益を認識しております。

収集運搬及び中間処理

主に廃棄物を収集及び中間工場へ運搬する収集運搬業務並びに自社中間処理工場へ搬入された廃棄物を品目別に適切に選別し、異物除去、破碎、圧縮等の処理を行う中間処理業務を行っております。運搬業務及び中間処理業務については、当社が顧客から廃棄物を回収し中間処理工場への運搬を完了した時点で顧客が当該サービスに対する支配を獲得することから履行義務が充足されると判断しており、当該時点で収益を認識しております。

解体工事

主にオフィス事務所等の解体工事を行っております。解体工事については、解体工事が完了し顧客が検収した時点で顧客が当該サービスに対する支配を獲得することから履行義務が充足されると判断しており、当該時点で収益を認識しております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクを負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

(繰延税金資産)

当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
繰延税金資産	16,220	51,413
繰延税金負債	3,655	8,599

識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

見積り額の算出方法

繰延税金資産は、将来減算一時差異の解消により、将来の税金負担額を軽減する効果を有すると認められる範囲を回収可能性があるとは判断し計上しております。具体的には、将来の一時差異解消スケジュール、タックスプランニング及び収益力に基づく課税所得の見積り等に基づいて判断しております。

主要な仮定

課税所得の見積りの基礎となる事業計画の主要な仮定は、過去の実績を基礎として、需要動向や新規顧客の開拓、潜在的需要の掘り起こし等を加味した将来の一時差異解消スケジュール、タックスプランニングとなります。

翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

当事業計画に含まれる将来の収益及び費用は「連結財務諸表 追加情報（新型コロナウイルス感染拡大に伴う会計上の見積りについて）」に記載した一定の仮定に基づき予測をしており、不確実性を伴っております。そのため、実際の経済環境や損益の状況が一定の仮定と大きく乖離した場合には、翌連結会計年度の繰延税金資産の回収可能性に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(固定資産の減損)

当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
有形固定資産	1,378,254	1,904,447
無形固定資産	19,087	15,092
投資その他の資産	72,438	51,630
減損損失	-	663,002

(注1)

(注2)

(注1) 敷金及び保証金のうち原状回復費用に充てられるため、回収が最終的に見込めないと認められる金額になります。

(注2) のれん償却額439,699千円を含みます。

減損損失の内容

遊休資産、コネクション取得時ののれん及びリサイクルナイロン製造関連資産の減損損失を計上しております。

識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出方法

固定資産は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、各事業部を基本単位としてグルーピングし、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングしております。減損の兆候が識別された資産又は資産グループについては、割引前将来キャッシュ・フローを見積り、その総額が帳簿価額を下回った場合には、減損の認識をしております。減損の測定にあたっては、使用価値又は正味売却価額のうち、どちらか高い金額を回収可能価額として使用し、これが帳簿価額を下回った部分について帳簿価額を減額し、減損損失を計上しております。

当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローや使用価値の見積りで使用する将来キャッシュ・フローは、当社グループにおける過去の実績を基礎として、需要動向や新規顧客の開拓、潜在的需要の掘り起こし等を加味した収益と費用で見積っております。

翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

将来キャッシュ・フローに含まれる将来の収益及び費用は「連結財務諸表 追加情報（新型コロナウイルス感染拡大に伴う会計上の見積りについて）」に記載した一定の仮定に基づき予測しており、不確実性を伴っております。そのため、実際の経済環境や損益の状況が一定の仮定と大きく乖離した場合には、翌連結会計年度に減損損失が発生する可能性があります。

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。なお、当該会計方針の変更による連結財務諸表への影響はありません。

(未適用の会計基準等)

- ・「電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第43号 2022年8月26日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

2019年5月に成立した「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」(令和元年法律第28号)により、金融商品取引法が改正され、いわゆる投資性ICO(Initial Coin Offering。企業等がトークン(電子的な記録・記号)を発行して、投資家から資金調達を行う行為の総称)は金融商品取引法の規制対象とされ、各種規定の整備が行われたことを踏まえ、「金融商品取引業等に関する内閣府令」における電子記録移転有価証券表示権利等の発行・保有等に係る会計上の取扱いを明らかにすることを目的として企業会計基準委員会から公表されたものです。

(2) 適用予定日

2024年6月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理及び開示に関する取扱い」の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

- ・「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日 企業会計基準委員会)
- ・「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 2022年10月28日 企業会計基準委員会)
- ・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

2018年2月に企業会計基準第28号「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等(以下「企業会計基準第28号等」)が公表され、日本公認会計士協会における税効果会計に関する実務指針の企業会計基準委員会への移管が完了されましたが、その審議の過程で、次の2つの論点について、企業会計基準第28号等の公表後に改めて検討を行うこととされていたものが、審議され、公表されたものであります。

- ・税金費用の計上区分(その他の包括利益に対する課税)
- ・グループ法人税制が適用される場合の子会社株式等(子会社株式又は関連会社株式)の売却に係る税効果

(2) 適用予定日

2025年6月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染拡大に伴う会計上の見積りについて)

当社グループでは、固定資産の減損会計や繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りについて、連結財務諸表作成時において入手可能な情報に基づいて実施しており、新型コロナウイルス感染拡大による当社グループの業績への影響は限定的であると仮定して会計上の見積りを行っております。

なお、当該見積りは現時点の最善の見積りであるものの、今後の感染症の状況や経済情勢によって経営環境への影響が変化した場合には、会計上の見積りの仮定が大きく乖離する可能性があり、翌連結会計年度以降の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(連結貸借対照表関係)

1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2022年6月30日)	当連結会計年度 (2023年6月30日)
現金及び預金	13,437千円	13,437千円
建物及び構築物	596,592	691,232
機械装置及び運搬具	208,106	149,780
土地	102,100	520,100
計	920,237	1,374,551

担保付債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2022年6月30日)	当連結会計年度 (2023年6月30日)
1年内返済予定の長期借入金	108,390千円	208,988千円
長期借入金	290,140	626,028
計	398,530	835,016

2 有形固定資産に含めて表示している遊休固定資産

	前連結会計年度 (2022年6月30日)	当連結会計年度 (2023年6月30日)
建物及び構築物	1,276千円	-千円
機械装置及び運搬具	21,133	-
工具、器具及び備品	71	-
計	22,482	-

3 その他のうち、契約負債の金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2022年6月30日)	当連結会計年度 (2023年6月30日)
契約負債	4,444千円	317千円

(連結損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)(1)顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2 期末棚卸高は収益性の低下による簿価切下後の金額であり、次の棚卸資産評価損が売上原価に含まれておりません。

	前連結会計年度 (自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)	当連結会計年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)
売上原価	14,055千円	30,023千円

3 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)	当連結会計年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)
役員報酬	82,200千円	108,450千円
給与手当	276,060	348,267
賞与	14,455	22,380
貸倒引当金繰入額	568	4,223
運搬費	133,826	136,481
研究開発費	22,687	22,871
地代家賃	15,070	38,216
支払報酬	58,905	70,476

4 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額

	前連結会計年度 (自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)	当連結会計年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)
研究開発費	22,687千円	22,871千円

5 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)	当連結会計年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)
機械装置及び運搬具	7,251千円	15,343千円
工具、器具及び備品	303	191
計	7,554	15,534

6 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)	当連結会計年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)
機械装置及び運搬具	382千円	0千円
工具、器具及び備品	1,620	-
計	2,002	0

7 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)	当連結会計年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)
建物及び附属設備	- 千円	5,236千円
機械装置及び運搬具	-	74
工具、器具及び備品	0	1,527
計	0	6,838

8 減損損失の内容は次のとおりであります。

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	金額
愛知県一宮市	リサイクルナイロン製造 関連事業用資産	建物及び構築物	23,894千円
		機械装置及び運搬具	154,275千円
		工具、器具及び備品	6,713千円
		リース資産	25,853千円
千葉県八千代市	遊休資産	建物及び構築物	1,128千円
		機械装置及び運搬具	11,409千円
		工具、器具及び備品	28千円
東京都葛飾区	その他資産	のれん	439,699千円

(資産のグルーピングの方法)

固定資産は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、各事業部を基本単位としてグルーピングし、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングしております。

(減損損失の認識に至った経緯)

遊休資産及び事業用資産のリサイクルナイロン製造関連資産について、収益性の低下、将来の回収見込みがないと判断されたことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

なお、当社連結子会社である株式会社コネクションに係るのれんにつきましては、「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第7号)第32項の規定に基づき、のれんを償却しております。

(回収可能価額の算定方法)

遊休資産につきましては、収益性の低下による将来の回収見込みがないと個別に判断し、回収可能価額をゼロとして評価しております。事業用資産のリサイクルナイロン製造関連につきましては、回収可能価額を使用価値により測定しており、使用価値は主として将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスと判断されたことから、回収可能価額をゼロとして評価しております。

(減損損失の内訳)

建物及び構築物	25,023千円
機械装置及び運搬具	165,685千円
工具、器具及び備品	6,742千円
リース資産	25,853千円
のれん	439,699千円(注)
計	663,002千円

(注)「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第7号)第32項の規定に基づき、のれん償却額として計上しております。

(連結包括利益計算書関係)

前連結会計年度(自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)

該当事項はありません。

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度増加 株式数(株)	当連結会計年度減少 株式数(株)	当連結会計年度末株 式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)1	3,299,821	13,000	-	3,312,821
合計	3,299,821	13,000	-	3,312,821
自己株式				
普通株式(注)2	-	23	-	23
合計	-	23	-	23

(注)1. 普通株式の発行済株式の株式数の増加13,000株は、新株予約権の行使に伴う新株発行によるものであります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加23株は、単元未満株式の買取による増加であります。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	第2回新株予約権 (ストック・オプションとし ての新株予約権)	-	-	-	-	-	6,959
	第4回新株予約権 (ストック・オプションとし ての新株予約権)(注)	-	-	-	-	-	17,466
合計		-	-	-	-	-	24,425

(注)第4回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来していません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2022年7月1日 至 2023年6月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数（株）	当連結会計年度増加 株式数（株）	当連結会計年度減少 株式数（株）	当連結会計年度末株 式数（株）
発行済株式				
普通株式（注）1	3,312,821	25,400	-	3,338,221
合計	3,312,821	25,400	-	3,338,221
自己株式				
普通株式（注）2	23	114	-	137
合計	23	114	-	137

（注）1. 普通株式の発行済株式の株式数の増加25,400株は、新株予約権の行使に伴う新株発行によるものであります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加114株は、単元未満株式の買取による増加であります。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 （千円）
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 （親会社）	第2回新株予約権 （ストック・オプションとし ての新株予約権）	-	-	-	-	-	6,431
	第4回新株予約権 （ストック・オプションとし ての新株予約権）	-	-	-	-	-	21,152
	第5回新株予約権 （ストック・オプションとし ての新株予約権）（注）	-	-	-	-	-	6,581
	第6回新株予約権 （ストック・オプションとし ての新株予約権）（注）	-	-	-	-	-	10,316
合計		-	-	-	-	-	44,481

（注）第5回及び第6回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来していません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)	当連結会計年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)
現金及び預金勘定	934,956千円	872,955千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	22,437	13,437
現金及び現金同等物	912,518	859,517

2 重要な非資金取引の内容

新たに計上した割賦取引に係る資産及び債務の額、リース取引に係る資産及び債務の額

	前連結会計年度 (自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)	当連結会計年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)
リース取引に係る資産及び債務の額	25,532千円	52,598千円

3 当連結会計年度に株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

株式の取得により新たに株式会社コネクションを連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株式の取得価額と取得による支出(純額)との関係は次のとおりであります。

流動資産	526,099千円
固定資産	926,398
のれん	488,554
流動負債	356,642
固定負債	1,034,409
新規取得した株式の取得価額	550,000
新規連結子会社の現金及び現金同等物	263,450
子会社株式の取得による支出	286,549

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

主として、素材ビジネスにおける製造設備（機械装置及び運搬具）及び資源ビジネスにおける車両（機械装置及び運搬具）であります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2)重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2022年6月30日)	当連結会計年度 (2023年6月30日)
1年内	14,251	14,283
1年超	193,587	179,734
合計	207,839	194,017

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、また、資金調達については銀行借入による方針であります。また、多額の資金を要する設備投資などの案件については資金需要が発生した時点で市場の状況等を勘案の上、銀行借入及び増資等の最適な方法により調達する方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、ほぼすべてが1年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達及び設備投資に係る一時的な資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、基本的にリスクの低い短期のものに限定しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、与信管理規程に従い外部の信用調査機関の活用等により顧客ごとに格付けを行い、与信枠を設定するとともに顧客ごとの回収期日管理及び債権残高管理と合わせて顧客の財務状況の悪化などによる回収懸念の早期把握等によるリスクの軽減を図っております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

該当事項はありません。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、経理財務部が資金繰計画表に基づき、適時に更新することにより管理を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価は、市場価額がないため合理的に算定された価額によっております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度（2022年6月30日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1)長期借入金(*2)	1,936,346	2,048,527	112,181
(2)リース債務(*3)	108,718	111,840	3,122
負債計	2,045,064	2,160,368	115,303

(*1) 現金及び預金、受取手形、電子記録債権及び売掛金、支払手形及び買掛金、未払金については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 1年内返済予定の長期借入金については、長期借入金に含めております。

(*3) 流動負債に区分されるリース債務と固定負債に区分されるリース債務を合算して記載しております。

当連結会計年度（2023年6月30日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1)長期借入金(*2)	2,686,054	2,785,514	99,460
(2)リース債務(*3)	205,748	213,618	7,869
負債計	2,891,802	2,999,132	107,330

(*1) 現金及び預金、受取手形、電子記録債権及び売掛金、支払手形及び買掛金、未払金、短期借入金については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 1年内返済予定の長期借入金については、長期借入金に含めております。

(*3) 流動負債に区分されるリース債務と固定負債に区分されるリース債務を合算して記載しております。

(注) 1. 市場価格のない株式等は上記表には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下の通りです。

区分	前連結会計年度 (千円)	当連結会計年度 (千円)
投資有価証券	20,000	20,000

(注) 2. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度（2022年6月30日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	934,956	-	-	-
受取手形	7,383	-	-	-
電子記録債権	12,555	-	-	-
売掛金	500,383	-	-	-
合計	1,455,278	-	-	-

当連結会計年度（2023年6月30日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	872,955	-	-	-
受取手形	2,927	-	-	-
電子記録債権	8,545	-	-	-
売掛金	518,474	-	-	-
合計	1,402,902	-	-	-

(注) 3. 短期借入金、長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(2022年6月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	-	-	-	-	-	-
長期借入金	400,482	313,822	234,132	214,032	189,502	584,376
リース債務	44,057	31,273	20,184	9,557	3,644	-
合計	444,539	345,095	254,316	223,589	193,146	584,376

当連結会計年度(2023年6月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	100,000	-	-	-	-	-
長期借入金	481,980	413,560	374,296	306,706	251,946	857,566
リース債務	71,316	54,774	39,497	24,150	9,917	6,090
合計	653,296	468,334	413,793	330,856	261,863	863,656

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表上に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度(2022年6月30日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	-	2,048,527	-	2,048,527
リース債務	-	111,840	-	111,840

当連結会計年度(2023年6月30日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	-	2,785,514	-	2,785,514
リース債務	-	213,618	-	213,618

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金、リース債務

これらの時価については、一定の期間ごとに区分した元利金の合計額を、新規に同様の借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

当社は、2021年7月2日に単独株式移転により設立されたため、リファインパース株式会社が発行していたストックオプションとしての新株予約権は、上場日の2021年7月1日(なお、株式移転効力発生日は2021年7月2日)をもって消滅し、同日当該新株予約権の新株予約権者に対してこれに代わる、当社の新株予約権を交付いたしました。

	前連結会計年度 (自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)	当連結会計年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)
売上原価	- 千円	- 千円
販売費及び一般管理費	10,976千円	21,678千円

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

	前連結会計年度 (自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)	当連結会計年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)
新株予約権戻入益	751千円	928千円

3. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名	当社従業員 3名 子会社従業員 57名
株式の種類別のStock・オプションの数(注)1	普通株式 100,000株	普通株式 12,600株
付与日(注)3	2014年2月7日	2018年1月25日
権利確定条件	(注)2	(注)2
対象勤務期間	対象勤務期間は定めておりません。	自 2018年1月25日 至 2019年12月22日
権利行使期間	自 2021年7月1日 至 2024年2月7日	自 2021年7月1日 至 2027年12月22日

	第4回新株予約権	第5回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 11名 当社子会社従業員 87名	当社取締役 3名
株式の種類別のStock・オプションの数(注)1	普通株式 39,200株	普通株式 30,000株
付与日(注)3	2021年1月25日	2022年10月3日
権利確定条件	(注)2	(注)2
対象勤務期間	自 2021年1月25日 至 2022年12月18日	自 2022年10月3日 至 2028年9月30日
権利行使期間	自 2022年12月19日 至 2027年12月18日	自 2028年10月1日 至 2032年10月2日

	第6回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 13名 当社子会社取締役 2名 当社子会社従業員 35名
株式の種類別のStock・オプションの数(注)1	普通株式 25,800株
付与日(注)3	2022年10月24日
権利確定条件	(注)2
対象勤務期間	自 2022年10月24日 至 2024年9月16日
権利行使期間	自 2024年9月17日 至 2028年9月16日

(注)1. 株式数に換算して記載しております。

2. 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は新株予約権を保有する者(以下「権利者」という。)について「当社が本新株予約権を取得することができる事由」に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

権利者が1個又は複数の本新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して交付される株式数は整数でなければならず、1株未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。かかる端数等の切り捨てについて金銭による調整は行わない。

3. 株式会社リファインパースグループによるものであります。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2023年6月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回 新株予約権	第2回 新株予約権	第4回 新株予約権
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	-	-	34,900
付与	-	-	-
失効	-	-	1,200
権利確定	-	-	33,700
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	72,000	7,900	-
権利確定	-	-	33,700
権利行使	24,000	-	1,400
失効	-	600	600
未行使残	48,000	7,300	31,700

	第5回 新株予約権	第6回 新株予約権
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	-	-
付与	30,000	25,800
失効	-	700
権利確定	-	-
未確定残	30,000	25,100
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	-	-

(注) 2017年4月1日付株式分割(1株につき2株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

		第1回 新株予約権	第2回 新株予約権	第4回 新株予約権
権利行使価格	(円)	500	3,415	1,221
行使時平均株価	(円)	2,220	-	2,254
付与日における公正な評価単価	(円)	-	881	667

		第5回 新株予約権	第6回 新株予約権
権利行使価格	(円)	2,000	2,075
行使時平均株価	(円)	-	-
付与日における公正な評価単価	(円)	1,699	1,096

(注) 2017年4月1日付株式分割(1株につき2株の割合)による分割後の価格に換算して記載しております。

4. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

第1回新株予約権について付与した日時点において、当社は未公開企業であったため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。ストック・オプションの公正な評価単価の本源的価値をもってストック・オプションの評価単価としております。

また、単位当たりの本源的価値の見積り方法は、DCF法によっております。なお、算定の結果、株式の評価額が新株予約権の行使時の払込価額以下のため、単位当たりの本源的価値はゼロとなり、ストック・オプションの公正な評価単価もゼロと算定しております。

当連結会計年度に付与された第5回及び第6回新株予約権についての公正な評価単価の見積り方法は以下のとおりであります。

使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

主な基礎数値及びその見積方法

		第5回新株予約権	第6回新株予約権
株価変動性	(注) 1	78.56%	77.34%
予想残存期間	(注) 2	8年間	3.9年間
予想配当	(注) 3	-	-
無リスク利率	(注) 4	0.26%	0.06%

(注) 1. 満期までの期間に応じた直近の期間の株価実績に基づき算定しております。

2. 割当日から権利行使期間終了日までの期間であります。

3. 評価時点において配当実績がないため、-としております。

4. 満期までの期間に対応する国債の利回りであります。

5. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

6. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額

84,022千円

(2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

42,726千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2022年6月30日)	当連結会計年度 (2023年6月30日)
繰延税金資産		
減損損失	- 千円	75,920千円
未払事業税	2,053	5,796
資産除去債務	47,686	54,185
税務上の繰越欠損金(注)	453,669	442,386
その他	29,407	49,956
繰延税金資産小計	532,816	628,245
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)	418,295	404,557
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	67,372	142,903
評価性引当額小計	485,667	547,460
繰延税金資産合計	47,148	80,784
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	34,583	36,392
その他	-	1,577
繰延税金負債合計	34,583	37,970
繰延税金資産の純額	12,565	42,814

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2022年6月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金(1)	-	-	-	5,794	56,683	391,191	453,669
評価性引当額	-	-	-	-	30,268	388,027	418,295
繰延税金資産	-	-	-	5,794	26,415	3,164	(2) 35,374

1 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2 主に翌連結会計年度以降において課税所得が見込まれることなどにより、税務上の繰越欠損金の一部を回収可能と判断しております。

当連結会計年度(2023年6月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金(1)	-	-	-	16,234	-	426,152	442,386
評価性引当額	-	-	-	-	-	404,557	404,557
繰延税金資産	-	-	-	16,234	-	21,595	(2) 37,829

1 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2 主に翌連結会計年度以降において課税所得が見込まれることなどにより、税務上の繰越欠損金の一部を回収可能と判断しております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2022年6月30日)	当連結会計年度 (2023年6月30日)
法定実効税率 (調整)	30.6%	- %
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.6	-
住民税均等割	1.2	-
法人税額の特別控除	2.2	-
評価性引当額の増減額	21.2	-
株式報酬費用否認	1.5	-
連結修正	0.8	-
子会社税率差異	4.8	-
その他	0.8	-
税効果会計適用後の法人税等の負担率	16.9	-

当連結会計年度については税金等調整前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

(企業結合等関係)

(株式取得による子会社化)

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及び事業内容

被取得企業の名称	株式会社コネクション
事業の内容	産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分量

(2) 企業結合を行った理由

当社グループは資源循環による新たな付加価値の創造に挑戦し、廃棄物から新たな資源や素材を製造する事業を行っております。近年、カーボンニュートラルやサーキュラーエコノミーといった文脈において事業機会が増加しており、資源化・素材化を進めていく事で新たなビジネスチャンスを獲得して更なる事業成長の実現を図るべく取組みを強化して参りました。

そのような背景を追い風に、当社ではプラスチックケミカルリサイクル向け原料の調達・供給事業を今後の最重要な事業の一つとして、その事業化に向けた準備を進めております。当該事業化において廃プラスチックの回収及び資源化、品質基準の確立などの課題に対処するための拠点としてコネクション社が有する事業拠点を活用することを予定しております。

コネクション社は、2014年に設立され、産業廃棄物の収集運搬・中間処理を中心に顧客基盤を拡大し東京都内に廃棄物中間処理施設を有するなど当社の今後の事業展開において有用な様々なアセットを有しております。

本株式取得後、ケミカルリサイクル事業における一つの拠点としてのみでなく、当社グループにおける産業廃棄物処理のキャパシティの拡大、またこれまで培ってきた当社独自の廃棄物処理事業のマネジメント手法をコネクション社で活用する事で生産性の改善や効率化など収益力の大幅な改善が可能と考えており、当社の産廃処理事業と同水準の営業利益率20%程度を実現することで当社連結業績の向上に大きく寄与すると見込んでおります。また同時に、ケミカルリサイクル向けの資源化を推進することで更なる高収益な体質に転換することを目指してまいります。

(3) 企業結合日 2022年7月1日

(4) 企業結合の法的形式 株式取得

(5) 結合企業の名称 変更ありません。

(6) 取得した議決権比率 100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価としてコネクションの株式を取得したためであります。

2. 連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間

2022年7月1日から2023年6月30日まで

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	550,000千円
取得原価		550,000千円

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用 8,450千円

5. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその内訳

流動資産	526,099千円	流動負債	356,642千円
固定資産	926,398千円	固定負債	1,034,409千円
計	1,452,497千円	計	1,391,052千円

6. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

発生したのれんの金額

488,554千円

発生原因

取得価額が企業結合時の時価純資産額を上回ったため、その差額をのれんとして計上しております。

償却方法及び償却期間

10年間にわたる均等償却

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

主にリファインパース イノベーションセンター用土地の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等でありま
す。

2. 当該資産除去債務の金額の算定の方法

主にリファインパース イノベーションセンターにおける資産除去債務の算定に当たっては、使用見込期間
を当該賃貸借契約の期間に応じて20年と見積もり、割引率は0.592%を使用しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)	当連結会計年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)
期首残高	154,824千円	155,735千円
有形固定資産の取得による増加	- 千円	- 千円
時の経過による調整額	911千円	917千円
期末残高	155,735千円	156,653千円

(収益認識関係)

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計期間より組織変更に伴い、報告セグメントの名称を従来の「再生樹脂製造販売事業」を「素材ビ
ジネス」へ、「産業廃棄物処理事業」を「資源ビジネス」にそれぞれ変更しております。この変更はセグメン
ト名称の変更であり、セグメント情報に与える影響はありません。

なお、前連結会計年度の報告セグメントについても、変更後の名称で表示しております。

前連結会計年度(自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)

(単位:千円)

	報告セグメント			合計
	素材ビジネス	資源ビジネス	計	
売上高				
CTR事業	858,946	-	858,946	858,946
高機能樹脂事業	452,255	-	452,255	452,255
収集運搬事業	-	1,968,808	1,968,808	1,968,808
工事事業	-	237,417	237,417	237,417
ソリューション事業	215,473	-	215,473	215,473
資源事業その他	-	-	-	-
顧客との契約から生じ る収益	1,526,676	2,206,226	3,732,902	3,732,902
その他の収益	-	-	-	-
外部顧客への売上高	1,526,676	2,206,226	3,732,902	3,732,902

当連結会計年度（自 2022年7月1日 至 2023年6月30日）

（単位：千円）

	報告セグメント			合計
	素材ビジネス	資源ビジネス	計	
売上高				
CTR事業	961,564	-	961,564	961,564
高機能樹脂事業	479,330	-	479,330	479,330
収集運搬事業	-	2,811,334	2,811,334	2,811,334
工事業	-	110,262	110,262	110,262
ソリューション事業	80,807	-	80,807	80,807
資源事業その他	-	28,707	28,707	28,707
顧客との契約から生じる収益	1,521,701	2,950,304	4,472,006	4,472,006
その他の収益	-	-	-	-
外部顧客への売上高	1,521,701	2,950,304	4,472,006	4,472,006

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

なお、各製品及びサービスにおける対価は履行義務を充足した時点から主として2か月以内に回収しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

契約負債の残高等

前連結会計年度（自 2021年7月1日 至 2022年6月30日）

・ 契約負債（期首残高） 10,587千円

・ 契約負債（期末残高） 4,444千円

契約負債は主に、製品の引渡前に顧客から受け取った対価であり、連結貸借対照表上、流動負債のその他に含まれております。

なお、当連結会計年度中に認識した収益のうち、期首現在の契約負債に含まれていたものは10,451千円であります。

当連結会計年度（自 2022年7月1日 至 2023年6月30日）

・ 契約負債（期首残高） 4,444千円

・ 契約負債（期末残高） 317千円

契約負債は主に、製品の引渡前に顧客から受け取った対価であり、連結貸借対照表上、流動負債のその他に含まれております。

なお、当連結会計年度中に認識した収益のうち、期首現在の契約負債に含まれていたものは4,444千円であります。

残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいて、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の簡便法を適用し、残存履行義務に関する情報を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、サービス別に会社又は事業部を置き、各会社又は事業部が取り扱うサービス・製品について包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、当社グループでは、会社又は事業部を基礎としたサービス・製品別のセグメントから構成されており、「素材ビジネス」及び「資源ビジネス」の2つを報告セグメントとしております。

「素材ビジネス」は、首都圏を中心に製品の原料となる使用済みカーペットタイルの処分受託を行っており、また調達した使用済みカーペットタイルを切削又は、粉碎加工することにより生成された再生樹脂、自動車エアバッグの製造工程から出る端材や使用済み漁網を裁断、洗浄、熱可塑化して押出加工することにより生成された再生樹脂等を販売しております。「資源ビジネス」は、首都圏を中心に産業廃棄物の中間処理・再資源化事業及び収集運搬事業、オフィス・マンションの解体工事業を行っております。

また当連結会計期間より組織変更に伴い、報告セグメントの名称を従来の「再生樹脂製造販売事業」を「素材ビジネス」へ、「産業廃棄物処理事業」を「資源ビジネス」にそれぞれ変更しております。この変更はセグメント名称の変更であり、セグメント情報に与える影響はありません。

なお、前連結会計年度の報告セグメントについても、変更後の名称で表示しております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の売上高は、第三者間取引価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)

(単位：千円)

	報告セグメント			合計
	素材ビジネス	資源ビジネス	計	
売上高				
外部顧客への売上高	1,526,676	2,206,226	3,732,902	3,732,902
セグメント間の内部売上高 又は振替高	75,409	6,681	82,090	82,090
計	1,602,085	2,212,907	3,814,992	3,814,992
セグメント利益	158,247	480,864	639,111	639,111
セグメント資産	1,881,342	1,198,203	3,079,546	3,079,546
その他の項目				
減価償却費	162,289	53,225	215,515	215,515
のれん償却額	-	-	-	-
減損損失	-	-	-	-
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	49,808	75,696	125,504	125,504

当連結会計年度（自 2022年7月1日 至 2023年6月30日）

（単位：千円）

	報告セグメント			合計
	素材ビジネス	資源ビジネス	計	
売上高				
外部顧客への売上高	1,521,701	2,950,304	4,472,006	4,472,006
セグメント間の内部売上高 又は振替高	68,727	1,815	70,543	70,543
計	1,590,429	2,952,120	4,542,549	4,542,549
セグメント利益	165,819	553,935	719,755	719,755
セグメント資産	1,626,386	2,389,901	4,016,288	4,016,288
その他の項目				
減価償却費	162,268	112,942	275,211	275,211
のれん償却額	-	488,554	488,554	488,554
減損損失	210,736	-	210,736	210,736
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	68,962	1,455,969	1,524,932	1,524,932

（注）1. 「資源ビジネス」におけるのれん償却額には、特別損失に計上したのれん償却額439,699千円を含んでおりません。

2. 当社グループは当連結会計年度において、株式会社コネクションを連結に含めており、有形固定資産及び無形固定資産の増加額には、株式取得に伴い発生したのれんが含まれております。

4. 報告セグメント合計額と連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の内容（差異調整に関する事項）

（単位：千円）

売上高	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	3,814,992	4,542,549
セグメント間取引消去	82,090	70,543
連結財務諸表の売上高	3,732,902	4,472,006

（単位：千円）

利益	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	639,111	719,755
全社費用（注）	380,711	516,246
セグメント間消去	455	2,486
未実現利益の調整額	4,187	5,333
連結財務諸表の営業利益	263,043	211,329

（注）全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費及び技術試験費であります。

（単位：千円）

資産	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	3,079,546	4,016,288
セグメント間の債権の相殺消去	506,330	346,757
全社資産（注）	686,102	114,954
未実現利益の調整額	6,755	1,421
連結財務諸表の資産合計	3,252,562	3,783,063

（注）全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない現金及び預金等であります。

(単位：千円)

その他の項目	報告セグメント計		その他		調整額		連結財務諸表計上額	
	前連結 会計年度	当連結 会計年度	前連結 会計年度	当連結 会計年度	前連結 会計年度	当連結 会計年度	前連結 会計年度	当連結 会計年度
減価償却費	215,515	275,211	-	-	13,014	13,492	228,529	288,703
のれん償却額	-	488,554	-	-	-	-	-	488,554
減損損失	-	210,736	-	-	-	12,566	-	223,303
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	125,504	1,524,932	-	-	1,705	42,248	127,209	1,567,181

(注) 減損損失の調整額はセグメントに帰属しない遊休資産に係るものであり、有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、報告セグメントに帰属しない全社資産の増加額及び未実現利益の調整額であります。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
住江織物株式会社	384,848	素材ビジネス

当連結会計年度(自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高が損益計算書の売上高の10%に満たないため、主要な顧客ごとの情報の記載を省略しております。

(報告セグメントの変更等に関する事項)

当連結会計年度より組織変更に伴い、報告セグメントの名称を従来の「再生樹脂製造販売事業」を「素材ビジネス」へ、「産業廃棄物処理事業」を「資源ビジネス」にそれぞれ変更しております。この変更はセグメント名称の変更であり、セグメント情報に与える影響はありません。

なお、前連結会計年度の報告セグメントについても、変更後の名称で表示しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

減損損失に関しては、セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2021年7月1日 至 2022年6月30日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2022年7月1日 至 2023年6月30日）

のれんの償却額に関しては、セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。
なお、のれんの未償却残高に関しては、該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

該当事項はありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 2021年7月1日 至 2022年6月30日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2022年7月1日 至 2023年6月30日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高
役員	越智 晶	-	-	-	(被所有) 直接 9.48%	当社代表取締役	新株予約権の行使(注)	12,000	-	-

(注) 新株予約権の行使は、2021年1月22日の株主総会決議に基づき付与されたストックオプションの当事業年度における権利行使を記載しております。なお、取引金額は当事業年度におけるストップオプションの権利行使による付与株式に払込金額を乗じた金額を記載しております。

(エ) 連結財務諸表提出会社の重要な子会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)	当連結会計年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)
1株当たり純資産額	164円70銭	16円54銭
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失()	55円30銭	151円81銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	54円37銭	-

(注) 1. 当連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失金額であるため、記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)	当連結会計年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失()(千円)	182,848	504,840
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益又は普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純損失()(千円)	182,848	504,840
普通株式の期中平均株式数(株)	3,306,443	3,325,471
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(千円)	182,848	-
普通株式増加数(株)	56,491	-
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	第2回新株予約権(新株予約権の数79個(普通株式7,900株))	-

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2022年6月30日)	当連結会計年度 (2023年6月30日)
純資産の部の合計額(千円)	570,058	99,702
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	24,425	44,481
(うち新株予約権(千円))	(24,425)	(44,481)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	545,632	55,220
1株当たりの純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	3,312,798	3,338,084

(重要な後発事象)
該当事項ありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	400,482	481,980	0.83	-
1年以内に返済予定のリース債務	44,057	71,316	7.35	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	1,535,864	2,204,074	0.70	2024年7月～ 2039年10月
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	64,660	134,431	7.31	2024年7月～ 2031年1月
その他有利子負債				
1年以内に返済予定の割賦未払金	15,824	27,920	2.38	-
割賦未払金(1年以内に返済予定のものを除く。)	11,333	10,551	2.38	2024年7月～ 2025年3月
合計	2,072,222	2,930,274	-	-

(注) 1. 平均利率については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金及びリース債務及びその他有利子負債(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	413,560	374,296	306,706	251,946
リース債務	54,774	39,497	24,150	9,917
その他有利子負債				
割賦未払金	10,551	-	-	-

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(千円)	1,146,508	2,318,059	3,470,616	4,472,006
税金等調整前四半期(当期)純利益又は税金等調整前当期純損失()(千円)	8,896	40,909	141,374	477,639
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失()(千円)	9,648	29,478	105,238	504,840
1株当たり四半期(当期)純利益又は1株当たり当期純損失()(円)	2.91	8.90	31.69	151.81

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失()(円)	2.91	5.98	22.70	182.76

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年6月30日)	当事業年度 (2023年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	583,497	24,477
関係会社売掛金	29,854	41,759
原材料及び貯蔵品	6	19
前払費用	11,378	9,782
未収還付法人税等	0	-
その他	29,338	26,835
流動資産合計	654,074	102,874
固定資産		
有形固定資産		
建物	8,420	14,493
機械及び装置	92,696	105,759
工具、器具及び備品	8,127	11,891
減価償却累計額	76,998	87,906
有形固定資産合計	32,246	44,237
投資その他の資産		
関係会社株式	379,121	379,121
敷金及び保証金	55,920	35,898
出資金	100	110
長期前払費用	-	2,933
投資その他の資産合計	435,142	418,063
固定資産合計	467,388	462,301
資産合計	1,121,463	565,176

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年6月30日)	当事業年度 (2023年6月30日)
負債の部		
流動負債		
1年内返済予定の長期借入金	42,960	42,960
関係会社短期借入金	402,232	491,232
未払金	14,094	22,509
関係会社未払金	268,909	182,626
未払費用	12,674	12,579
未払法人税等	2,097	8,015
未払消費税等	10,167	16,221
その他	4,022	4,724
流動負債合計	757,159	780,869
固定負債		
長期借入金	257,040	214,080
固定負債合計	257,040	214,080
負債合計	1,014,199	994,949
純資産の部		
株主資本		
資本金	152,875	160,196
資本剰余金		
資本準備金	27,546	34,868
資本剰余金合計	27,546	34,868
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	97,545	669,068
利益剰余金合計	97,545	669,068
自己株式	37	251
株主資本合計	82,838	474,255
新株予約権	24,425	44,481
純資産合計	107,264	429,773
負債純資産合計	1,121,463	565,176

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2021年7月2日 至 2022年6月30日)	当事業年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)
営業収入	1 311,807	1 479,894
営業費用	1, 2 386,243	2 452,988
営業利益又は営業損失()	74,436	26,905
営業外収益		
受取利息	0	0
受取配当金	-	2
関係会社受取配当金	-	1 994
助成金収入	200	-
その他	1	1 98
営業外収益合計	201	1,094
営業外費用		
支払利息	16	5,706
関係会社支払利息	1 633	1 4,460
減価償却費	11,268	9,915
雑損失	11,877	2
営業外費用合計	23,795	20,084
経常利益又は経常損失()	98,030	7,915
特別利益		
新株予約権戻入益	751	928
特別利益合計	751	928
特別損失		
固定資産除却損	-	4,101
減損損失	-	3 12,566
関係会社株式評価損	-	4 558,465
特別損失合計	-	575,134
税引前当期純損失()	97,279	566,290
法人税、住民税及び事業税	265	5,232
法人税等合計	265	5,232
当期純損失()	97,545	571,523

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2021年7月2日 至 2022年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本							新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額									
株式移転による増加	149,625	24,296	24,296		-		173,921		173,921
新株の発行（新株予約権の行使）	3,250	3,250	3,250		-		6,500		6,500
当期純損失（ ）			-	97,545	97,545		97,545		97,545
自己株式の取得			-		-	37	37		37
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			-		-		-	24,425	24,425
当期変動額合計	152,875	27,546	27,546	97,545	97,545	37	82,838	24,425	107,264
当期末残高	152,875	27,546	27,546	97,545	97,545	37	82,838	24,425	107,264

当事業年度（自 2022年7月1日 至 2023年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本							新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	152,875	27,546	27,546	97,545	97,545	37	82,838	24,425	107,264
当期変動額									
株式移転による増加			-		-		-		-
新株の発行（新株予約権の行使）	7,321	7,321	7,321		-		14,643	934	13,709
当期純損失（ ）			-	571,523	571,523		571,523		571,523
自己株式の取得			-		-	214	214		214
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			-		-		-	20,989	20,989
当期変動額合計	7,321	7,321	7,321	571,523	571,523	214	557,093	20,055	537,038
当期末残高	160,196	34,868	34,868	669,068	669,068	251	474,255	44,481	429,773

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式 移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8～17年
機械及び装置	2～17年
工具、器具及び備品	2～15年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

3. 収益及び費用の計上基準

当社の収益は、子会社からの経営管理手数料、業務委託料及び受取配当金となります。経営管理手数料及び業務委託料においては、子会社への契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、業務が実施された時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益及び費用を認識しております。受取配当金については、配当金の効力発生日をもって認識しております。

(重要な会計上の見積り)

(繰延税金資産)

当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
繰延税金資産	-	-

識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

見積りの算出方法

繰延税金資産は、将来減算一時差異の解消により、将来の税金負担額を軽減する効果を有すると認められる範囲を回収可能性があるとして判断し計上しております。具体的には、将来の一時差異解消スケジュール、タックスプランニング及び収益力に基づく課税所得の見積り等に基づいて判断しております。

主要な仮定

課税所得の見積りの基礎となる事業計画の主要な仮定は、各関係会社の事業計画に含まれる売上高の予測等を加味した将来の一時差異解消スケジュール、タックスプランニングとなります。

翌事業年度の財務諸表に与える影響

当事業計画に含まれる将来の収益及び費用は「財務諸表 追加情報(新型コロナウイルス感染拡大に伴う会計上の見積りについて)」に記載した一定の仮定に基づき予測をしており、不確実性を伴っております。そのため、実際の経済環境や損益の状況が一定の仮定と大きく乖離した場合には、翌事業年度の繰延税金資産の回収可能性に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(固定資産の減損)

当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
有形固定資産	32,246	44,237
投資その他の資産	55,920	35,361
減損損失	-	12,566

(注)

(注) 敷金及び保証金のうち原状回復費用に充てられるため、回収が最終的に見込めないと認められる金額になります。

減損損失の内容

遊休資産の減損損失を計上しております。

識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

見積りの算出方法

固定資産は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、各事業部を基本単位としてグルーピングし、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングしております。減損の兆候が識別された資産又は資産グループについては、割引前将来キャッシュ・フローを見積り、その総額が帳簿価額を下回った場合には、減損の認識をしております。減損の測定にあたっては、使用価値又は正味売却価額のうち、どちらか高い金額を回収可能価額として使用し、これが帳簿価額を下回った部分について帳簿価額を減額し、減損損失を計上しております。

主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローや使用価値の見積りで使用する将来キャッシュ・フローは、各関係会社の事業計画に含まれる売上高の予測で見積っております。

翌事業年度の財務諸表に与える影響

将来キャッシュ・フローに含まれる将来の収益及び費用は「財務諸表 追加情報（新型コロナウイルス感染拡大に伴う会計上の見積りについて）」に記載した一定の仮定に基づき予測しており、不確実性を伴っております。そのため、実際の経済環境や損益の状況が一定の仮定と大きく乖離した場合には、翌事業年度に減損損失が発生する可能性があります。

(関係会社株式の評価)

当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
関係会社株式	379,121	379,121
関係会社株式評価損	-	558,465

(注)

(注) 貸借対照表計上額のうち、市場価格のないものを記載しております。

関係会社の評価損の内容

株式会社コネクションの株式について、実質価額まで減額し、558,465千円の関係会社株式評価損を計上しております。

識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

財務諸表に計上した金額の算出方法

当社は、関係会社の株式等を保有することにより、投資先である関係会社の事業活動の管理を行っております。市場価格のない関係会社株式等は取得価額で貸借対照表に計上しており、関係会社の直近期末の財務数値及び超過収益力を勘案した実質価額が取得原価に比べて著しく低下した場合には、関係会社の事業計画等に基づき将来の回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、実質価額まで減損処理しております。

主要な仮定

関係会社の事業計画等は、関係会社における過去の実績を基礎として、需要動向や新規顧客の開拓、潜在的需要の掘り起こし等を加味した収益と費用に基づき見積もっております。

翌事業年度の財務諸表に与える影響

関係会社の事業計画等に含まれる将来の収益及び費用は、「財務諸表 追加情報（新型コロナウイルス感染拡大に伴う会計上の見積りについて）」に記載した一定の仮定に基づき予測しており、不確実性を伴っております。そのため、実際の経済環境や損益の状況が一定の仮定と大きく乖離した場合には、翌事業年度に評価損が発生する可能性があります。

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。) を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。なお、当該会計方針の変更による財務諸表への影響はありません。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染拡大に伴う会計上の見積りについて)

当社では、固定資産の減損会計や繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りについて、財務諸表作成時において入手可能な情報に基づいて実施しており、新型コロナウイルス感染拡大による当社の業績への影響は限定的であると仮定して会計上の見積りを行っております。

なお、当該見積りは現時点の最善の見積りであるものの、今後の感染症の状況や経済情勢によって経営環境への影響が変化した場合には、会計上の見積りの仮定が大きく乖離する可能性があり、翌事業年度以降の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(貸借対照表関係)

関係会社に対する債権及び債務

区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (2022年6月30日)	当事業年度 (2023年6月30日)
関係会社未収金	21,343千円	25,337千円

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 2021年7月2日 至 2022年6月30日)	当事業年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)
営業収入	311,807千円	479,894千円
業務委託料	10,000	-
受取配当金	-	994
受取賃貸料	-	63
支払利息	633	4,460

2 販売費に属する費用のおおよその割合は当事業年度16.9%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は当事業年度83.1%であります。

販管費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年7月2日 至 2022年6月30日)	当事業年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)
役員報酬	78,000千円	78,000千円
給与手当	110,776	113,637
賞与	6,360	6,250
減価償却費	1,847	3,673
支払報酬	45,065	64,167
研究開発費	2,810	5,013

3 減損損失の内容は次のとおりであります。

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	金額
千葉県八千代市	遊休資産	建物	1,128千円
		機械及び装置	11,409千円
		工具、器具及び備品	28千円

(資産のグルーピングの方法)

固定資産は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、各事業部を基本単位としてグルーピングし、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングしております。

(減損損失の認識に至った経緯)

遊休資産について、収益性の低下、将来の回収見込みがないと判断されたことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

(回収可能価額の算定方法)

遊休資産につきましては、収益性の低下による将来の回収見込みがないと個別に判断し、回収可能価額をゼロとして評価しております。

(減損損失の内訳)

建物	1,128千円
機械及び装置	11,409千円
工具、器具及び備品	28千円
計	12,566千円

4 関係会社株式評価損

当事業年度(自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)

関係会社株式評価損558,465千円は、当社連結子会社である株式会社コネクションの株式に係る評価損であります。

(有価証券関係)

前事業年度(2022年6月30日)

子会社株式(貸借対照表計上額 関係会社株式379,121千円)は、市場価格のない株式等のため、子会社株式の時価を記載しておりません。

当事業年度(2023年6月30日)

子会社株式(貸借対照表計上額 関係会社株式379,121千円)は、市場価格のない株式等のため、子会社株式の時価を記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2022年6月30日)	当事業年度 (2023年6月30日)
繰延税金資産		
減損損失	- 千円	3,847千円
関係会社株式評価損	-	171,002
税務上の繰越欠損金	20,934	14,548
その他	4,928	9,227
繰延税金資産小計	25,862	198,626
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	20,934	14,548
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	4,928	184,078
評価性引当額小計	25,862	198,626
繰延税金資産合計	-	-
繰延税金資産の純額	-	-

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

(企業結合等関係)

(株式取得による子会社化)

連結財務諸表「注記事項(企業結合等関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	8,420	11,553	5,481 (1,128)	14,493	3,008	1,291	11,484
機械及び装置	92,696	24,473	11,409 (11,409)	105,759	78,902	11,449	26,857
工具、器具及び備品	8,127	6,221	2,458 (28)	11,891	5,995	848	5,895
有形固定資産計	109,244	42,248	19,349	132,144	87,906	13,589	44,237
長期前払費用	-	3,520	586	2,933	-	-	2,933

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

建物	本社	11,296千円
機械及び装置	研究開発	24,473千円
工具、器具及び備品	本社	3,550千円

2. 当期減少額の()は内数で、当期の減損損失計上額であります。

【引当金明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

株式移転により当社の完全子会社となったリファインパース株式会社の最近2事業年度に係る財務諸表は、資本金が5億円未満のため記載しておりません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年7月1日から翌年6月30日まで
定時株主総会	毎年9月
基準日	毎年6月30日
剰余金の配当の基準日	毎年12月31日 毎年6月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	無料
公告掲載方法	当会社の公告は、電子公告により行う。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。なお、電子公告は当会社のウェブサイトに掲載しており、そのアドレスは、次のとおりであります。 http://www.r-inverse.com/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することはできない旨、定款に定めております。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第1項の規定により請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

(第1期)(自 2021年7月2日 至 2022年6月30日) 2022年9月29日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書

2022年9月29日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

(第2期第1四半期)(自 2022年7月1日 至 2022年9月30日) 2022年11月14日関東財務局長に提出。

(第2期第2四半期)(自 2022年10月1日 至 2022年12月31日) 2023年2月14日関東財務局長に提出。

(第2期第3四半期)(自 2023年1月1日 至 2023年3月31日) 2023年5月15日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

2022年9月29日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)に基づく臨時報告書であります。

2023年8月31日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4(会計監査人の異動)の規定に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2023年9月29日

株式会社リファインバースグループ

取締役会 御中

應和監査法人

東京都千代田区

指定社員 公認会計士 澤田 昌輝
業務執行社員

指定社員 公認会計士 堀 友善
業務執行社員

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社リファインバースグループの2022年7月1日から2023年6月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社リファインバースグループ及び連結子会社の2023年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

繰延税金資産の回収可能性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>当連結会計年度の連結貸借対照表において、繰延税金資産51,413千円及び繰延税金負債8,599千円が計上されている。注記事項（重要な会計上の見積り）及び（税効果会計関係）に記載のとおり、当該繰延税金資産の繰延税金負債との相殺前の金額は80,784千円であり、将来減算一時差異に係る繰延税金資産の総額628,245千円から、回収可能性がないと判断された547,460千円が評価性引当額として控除されている。</p> <p>繰延税金資産は、将来減算一時差異の解消により、将来の税金負担額を軽減する効果を有すると認められる範囲を回収可能性があるとして判断し計上されており、具体的には、将来の一時差異解消スケジュール、タックス・プランニング及び収益力に基づく課税所得の見積り等に基づいて判断される。これらは主に事業計画を基礎として見積られるが、当該事業計画の主要な仮定は過去の実績を基礎とした需要動向や新規顧客の開拓、潜在的需要の掘り起こし等を加味した収益と費用であり、これらの予測には不確実性を伴い、これに関する経営者による判断が繰延税金資産の計上額に重要な影響を及ぼす。</p> <p>以上から、当監査法人は、経営者による繰延税金資産の回収可能性に関する判断が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、繰延税金資産の回収可能性に関する判断の妥当性を検証するために、会社が構築した関連する内部統制の整備・運用状況の有効性を評価した上で、会社の判断に対して、主に以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」に基づく会社分類の妥当性、特に、近い将来に経営環境に著しい変化が見込まれるかどうかに関する検討、過年度及び当連結会計年度における税務上の欠損金の有無に関する検討並びに将来において課税所得が生じる可能性の検討。 ・回収可能性の判断の基礎となっている事業計画について、取締役会において適切な承認を得られていることの検討、経営者の事業計画策定の見積りプロセスの有効性を評価するための過年度の事業計画と実績との比較分析、比較分析による合理性及び実現可能性の検討。 ・事業計画の見積りに含まれる重要な仮定である過去の実績を基礎とした需要動向や新規顧客の開拓、潜在的需要の掘り起こし等を加味した収益と費用について経営者への質問、過去の販売・製造実績からの趨勢分析、直近の得意先からの受注状況との整合性の検討、工員数の状況を踏まえた生産能力との整合性の検討、取引先との契約状況との整合性を確かめるための契約書等の閲覧。 ・将来の一時差異解消スケジュール、タックス・プランニング及び収益力に基づく課税所得の見積り等の主要な仮定について事業計画との整合性の検討、関連する資料の閲覧や質問による合理性及び実現可能性の検討。

固定資産の減損	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>注記事項（重要な会計上の見積り）及び（連結損益計算書関係）に記載されているとおり、当連結会計年度の連結貸借対照表において、有形固定資産が1,904,447千円、無形固定資産が15,092千円、投資その他の資産が51,630千円計上されている。また、連結損益計算書において、減損損失が663,002千円計上されている。</p> <p>固定資産は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、各事業部を基本単位としてグルーピングし、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングされている。</p> <p>減損の兆候が識別された資産又は資産グループについては、割引前将来キャッシュ・フローを見積り、その総額が帳簿価額を下回った場合には、減損の認識をしている。</p> <p>減損の測定にあたっては、使用価値又は正味売却価額のうち、どちらか高い金額を回収可能価額として使用し、これが帳簿価額を下回った部分について帳簿価額を減額し、減損損失を計上している。</p> <p>割引前将来キャッシュ・フローや使用価値の見積りで使用する将来キャッシュ・フローは主に事業計画を基礎として見積られるが、当該事業計画の主要な仮定は過去の実績を基礎とした需要動向や新規顧客の開拓、潜在的需要の掘り起こし等を加味した収益と費用であり、これらの予測には不確実性を伴い、これに関する経営者による判断が固定資産の減損に重要な影響を及ぼす。</p> <p>以上から、当監査法人は、経営者による固定資産の減損に関する判断が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、固定資産の減損に関する判断の妥当性を検証するために、会社が構築した関連する内部統制の整備・運用状況の有効性を評価した上で、会社の判断に対し、主に以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」に基づく減損の兆候の有無に関する検討。 ・資産の遊休化及び今後の活用方針について、質問及び関連資料の閲覧、減損損失計上の要否に関する会社の評価結果の検討。 ・将来キャッシュ・フローの見積期間について、主要な資産の経済的残存使用年数との比較。 ・将来キャッシュ・フローの基礎となる事業計画について、取締役会において適切な承認を得られていることの検討、経営者の事業計画策定の見積りプロセスの有効性を評価するための過年度の事業計画と実績との比較分析、比較分析による合理性及び実現可能性の検討。 ・事業計画の見積りに含まれる重要な仮定である過去の実績を基礎とした需要動向や新規顧客の開拓、潜在的需要の掘り起こし等を加味した収益と費用について、経営者への質問、過去の販売・製造実績からの趨勢分析、直近の受注状況との整合性の検討、工員数の状況を踏まえた生産能力との整合性の検討、取引先との契約状況との整合性を確かめるための契約書等の閲覧。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社リファインバースグループの2023年6月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社リファインバースグループが2023年6月30日現在の財務報告に係る内部統制は開示すべき重要な不備があるため有効でないと表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

内部統制報告書に記載されているとおり、会社の全社的な内部統制及び決算・財務報告プロセスには開示すべき重要な不備が存在しているが、会社は開示すべき重要な不備に起因する必要な修正を全て財務諸表及び連結財務諸表に反映している。

これによる財務諸表監査に及ぼす影響はない。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2023年9月29日

株式会社リファインバースグループ

取締役会 御中

應和監査法人

東京都千代田区

指定社員 公認会計士 澤田 昌輝
業務執行社員

指定社員 公認会計士 堀 友善
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社リファインバースグループの2022年7月1日から2023年6月30日までの第2期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社リファインバースグループの2023年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

繰延税金資産の回収可能性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>当事業年度の貸借対照表において、繰延税金資産は計上されていない。注記事項（重要な会計上の見積り）及び（税効果会計関係）に記載のとおり、将来減算一時差異に係る繰延税金資産の総額198,626千円から、回収可能性がないと判断された198,626千円が評価性引当額として控除されている。</p> <p>繰延税金資産は、将来減算一時差異の解消により、将来の税金負担額を軽減する効果を有すると認められる範囲を回収可能性があると判断し計上されており、具体的には、将来の一時差異解消スケジュール、タックス・プランニング及び収益力に基づく課税所得の見積り等に基づいて判断される。これらは主に事業計画を基礎として見積られるが、当該事業計画の主要な仮定は関係会社の事業計画に含まれる売上高であり、これらには不確実性を伴い、これに関する経営者による判断が繰延税金資産の計上額に重要な影響を及ぼす。</p> <p>以上から、当監査法人は、経営者による繰延税金資産の回収可能性に関する判断が、当事業年度の財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、繰延税金資産の回収可能性に関する判断の妥当性を検証するために、会社が構築した関連する内部統制の整備・運用状況の有効性を評価した上で、会社の判断に対して、主に以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」に基づく会社分類の妥当性の検討。特に、当事業年度における重要な税務上の欠損金の有無に関する検討及び将来の課税所得見込額の検討。 ・回収可能性の判断の基礎となっている事業計画について、取締役会において適切な承認を得られていることの検討、経営者の事業計画策定の見積りプロセスの有効性を評価するための過年度の事業計画と実績との比較分析、比較分析による合理性及び実現可能性の検討。 ・事業計画の見積りに含まれる重要な仮定である関係会社の事業計画に含まれる売上高について、経営者への質問、契約状況との整合性を確かめるための契約書等の閲覧。 ・将来の一時差異解消スケジュール、タックス・プランニング及び収益力に基づく課税所得の見積り等の主要な仮定について事業計画との整合性の検討、関連する資料の閲覧や質問による合理性及び実現可能性の検討。

固定資産の減損	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>注記事項（重要な会計上の見積り）及び（損益計算書関係）に記載されているとおり、当事業年度の貸借対照表において、有形固定資産が44,237千円、投資その他の資産が35,361千円計上されている。また、損益計算書において、減損損失が12,566千円計上されている。</p> <p>固定資産は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、各事業部を基本単位としてグルーピングし、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングされている。</p> <p>減損の兆候が識別された資産又は資産グループについては、割引前将来キャッシュ・フローを見積り、その総額が帳簿価額を下回った場合には、減損の認識をしている。</p> <p>減損の測定にあたっては、使用価値又は正味売却価額のうち、どちらか高い金額を回収可能価額として使用し、これが帳簿価額を下回った部分について帳簿価額を減額し、減損損失を計上している。</p> <p>割引前将来キャッシュ・フローや使用価値の見積りで使用する将来キャッシュ・フローは主に事業計画を基礎として見積られるが、当該事業計画の主要な仮定は関係会社の事業計画に含まれる売上高であり、これらには不確実性を伴い、これに関する経営者による判断が固定資産の減損に重要な影響を及ぼす。</p> <p>以上から、当監査法人は、経営者による固定資産の減損に関する判断が、当事業年度の財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、固定資産の減損に関する判断の妥当性を検証するために、会社が構築した関連する内部統制の整備・運用状況の有効性を評価した上で、会社の判断に対して、主に以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」に基づく減損の兆候の有無に関する検討。 ・資産の遊休化及び今後の活用方針について、質問及び関連資料の閲覧、減損損失計上の要否に関する会社の評価結果の検討。 ・将来キャッシュ・フローの見積期間について、主要な資産の経済的残存使用年数との比較。 ・将来キャッシュ・フローの基礎となる事業計画について、取締役会において適切な承認を得られていることの検討、経営者の事業計画策定の見積りプロセスの有効性を評価するための過年度の事業計画と実績との比較分析、比較分析による合理性及び実現可能性の検討。 ・事業計画の見積りに含まれる重要な仮定である当該事業計画に含まれる関係会社の事業計画に含まれる売上高について、経営者への質問、過去実績との比較分析、契約状況との整合性を確かめるための契約書等の閲覧。

関係会社株式の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>注記事項（重要な会計上の見積り）及び（損益計算書関係）に記載されているとおり、当事業年度の貸借対照表において、関係会社株式が379,121千円計上されている。また、損益計算書において、連結子会社である株式会社コネクションの株式にかかる関係会社株式評価損が558,465千円計上されている。</p> <p>市場価格のない関係会社株式は直近期末の財務数値及び超過収益力を勘案した実質価額が取得原価に比べて著しく低下した場合には、将来の事業計画等に基づき将来の回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、実質価額まで減損処理している。</p> <p>これらは主に関係会社の事業計画を基礎として見積られるが、当該事業計画の主要な仮定は過去の実績を基礎とした需要動向や新規顧客の開拓、潜在的需要の掘り起こし等を加味した収益と費用であり、これらの予測には不確実性を伴うことから、これに関する経営者による判断が関係会社株式の評価に重要な影響を及ぼす。</p> <p>以上から、当監査法人は、関係会社株式の評価に関する判断が、当事業年度の財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、関係会社株式の評価に関する判断の妥当性を検証するために、会社が構築した関連する内部統制の整備・運用状況の有効性を評価した上で、会社の判断に対して、主に以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営者等への質問による財政状態が悪化している関係会社の有無の検討。 ・関係会社株式の実質価額の算定基礎となる財務情報の信頼性の検討。 ・関係会社株式の実質価額の再計算。 ・実質価額に超過収益力が反映されている関係会社株式については、取得時の事業計画と実績との乖離状況及び乖離要因の検討、超過収益力の減少の有無の検討。 ・関係会社株式の評価の判断の基礎となっている事業計画について、取締役会において適切な承認を得られていることの検討、経営者の事業計画策定の見積りプロセスの有効性を評価するための過年度の事業計画と実績との比較分析、比較分析による合理性及び実現可能性の検討。 ・当該事業計画の主要な仮定である過去の実績を基礎とした需要動向や新規顧客の開拓、潜在的需要の掘り起こし等を加味した収益と費用について、質問、関連資料の閲覧、過去実績からの趨勢分析による合理性及び実現可能性の検討。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。